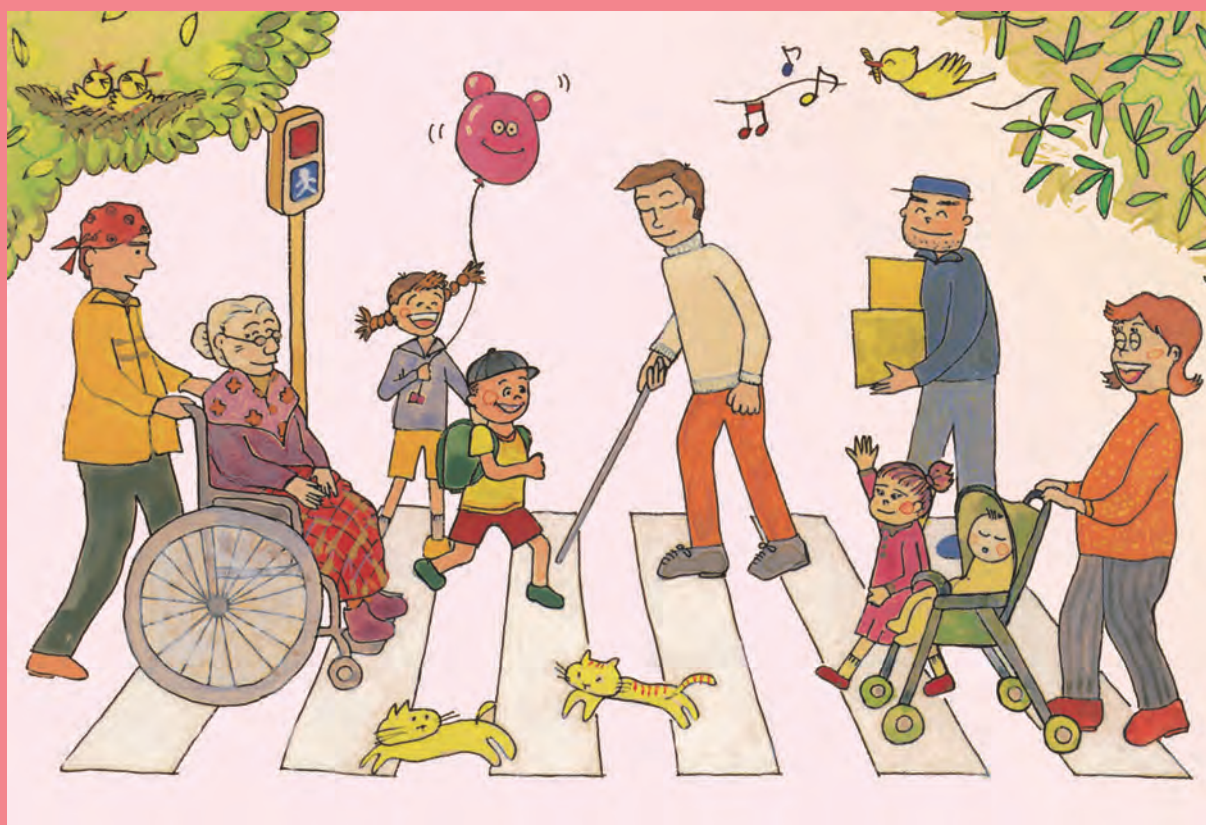


町田市福祉のまちづくり総合推進条例

整備基準等マニュアル

－ 建築物・共同住宅等 －



町田市

2021年3月

町田市福祉のまちづくり総合推進条例 整備基準等マニュアル

－ 建築物・共同住宅等 －

2023年 3月 追補版

目 次

新旧対照表

I 建築物（共同住宅等以外）

8 便所（トイレ）	45～62
-----------	-------

II 共同住宅等

8 便所（トイレ）	33～42
-----------	-------

III 小規模建築物（共同住宅等以外）

6 便所（トイレ）	17～20
-----------	-------

町田市福祉のまちづくり総合推進条例 整備基準等マニュアル 新旧対照表

I 建築物（共同住宅等以外）

8 便所（トイレ）

2023 年 3 月 追補版	2021 年 3 月版	備考
●基本的考え方● P.45 車椅子使用者、高齢者、妊婦、乳幼児を連れた者等が外出したときに、困ることのひとつは、便所の利用である。全ての人が便所を快適に利用できるようにするためには、広いスペースの便房、手すり、オストメイト用汚物流し、ベビーチェア、ベビーベッドを設けるなど、便所全体で車椅子使用者、高齢者、妊婦、乳幼児を連れた者等が使いやすい環境を総合的に整備する必要がある。 便所には、全ての人が円滑に利用することができる便房（<u>車椅子使用者用便房</u>）、オストメイト用汚物流しを設けた便房、ベビーチェアを設けた便房、ベビーベッドを、それぞれ1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設置する。 上記の個別の機能を必要とする人が同時に便所を利用できるように、<u>車椅子使用者用便房</u>に個別機能の設備を併せて設置した多機能便房だけでなく、以下のとおり、個別機能を分散して配置するよう配慮する。（便所における機能分散の考え方 図【8.1】参照） 第1に、<u>車椅子使用者用便房</u>のほか、オストメイト用汚物流し、ベビーチェア及びベビーベッドの子育て支援設備を設けた便房をそれぞれ別々に設置する。さらに、多数の利用者が見込まれる場合は、当該利用者のための簡易型機能を有する便房や複数の個別機能を有する便房を追加することが望ましい。 第2に、第1が便所の規模等により困難であるときは、多機能便房に追加して、施設の利用者を考慮した個別機能を備えた便房や簡易型機能を備えた便房を設置する。 第3に、第1及び第2が困難であり、施設の用途及び規模から多機能便房のみで十分に機能する場合は、多機能便房のみを設置する。この場合でも、利用の集中を軽減するため、できるだけ複数設置することが望ましい。 高齢者や知的・発達障がい者等の同伴介助等の利用に配慮し、広めの男女共用便房を設置することに配慮する。	●基本的考え方● P.45 車椅子使用者、高齢者、妊婦、乳幼児を連れた者等が外出したときに、困ることのひとつは、便所の利用である。全ての人が便所を快適に利用できるようにするためには、広いスペースの便房、手すり、オストメイト用汚物流し、ベビーチェア、ベビーベッドを設けるなど、便所全体で車椅子使用者、高齢者、妊婦、乳幼児を連れた者等が使いやすい環境を総合的に整備する必要がある。 便所には、全ての人が円滑に利用することができる便房（<u>みんなのトイレ（車椅子使用者用便房）</u>）、オストメイト用汚物流しを設けた便房、ベビーチェアを設けた便房、ベビーベッドを、それぞれ1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設置する。 上記の個別の機能を必要とする人が同時に便所を利用できるように、<u>みんなのトイレ（車椅子使用者用便房）</u>に個別機能の設備を併せて設置した多機能便房だけでなく、以下のとおり、個別機能を分散して配置するよう配慮する。（便所における機能分散の考え方 図【8.1】参照） 第1に、<u>みんなのトイレ（車椅子使用者用便房）</u>のほか、オストメイト用汚物流し、ベビーチェア及びベビーベッドの子育て支援設備を設けた便房をそれぞれ別々に設置する。さらに、多数の利用者が見込まれる場合は、当該利用者のための簡易型機能を有する便房や複数の個別機能を有する便房を追加することが望ましい。 第2に、第1が便所の規模等により困難であるときは、多機能便房に追加して、施設の利用者を考慮した個別機能を備えた便房や簡易型機能を備えた便房を設置する。 第3に、第1及び第2が困難であり、施設の用途及び規模から多機能便房のみで十分に機能する場合は、多機能便房のみを設置する。この場合でも、利用の集中を軽減するため、できるだけ複数設置することが望ましい。 高齢者や知的・発達障がい者等の同伴介助等の利用に配慮し、広めの男女共用便房を設置することに配慮する。	

2023 年 3月 追補版	2021 年 3月版	備考
■整備基準（遵守基準） P.45 (1) 略 (2) 略 ア 便所内に、次に掲げる構造の車椅子使用者用便房を1以上設けること。 (ア)～(エ) 略 (オ) 車椅子使用者用便房及び便所の出入口には、当該車椅子使用者用便房の設備及び機能を表示すること。 (カ)(キ) 略 イ～エ 略 (3) 略	■整備基準（遵守基準） P.45 (1) 略 (2) 略 ア 便所内に、次に掲げる構造の<u>みんなのトイレ</u>を1以上設けること。 (ア)～(エ) 略 (オ) 出入口には、<u>全ての人が利用できる旨</u>を表示すること。 (カ)(キ) 略 イ～エ 略 (3) 略	
■整備基準（遵守基準） P.45 略	■整備基準（遵守基準） P.45 略	
■整備基準の解説 P.46 ◆便所全般 ●<u>車椅子使用者用便房</u>、オストメイト用汚物流し、ベビーチェア、ベビーベッドは、その設備を必要とする人が、それぞれ同時に便所を利用できるように、便所内に分散して配置するよう配慮する。 ●略 床面 略 ◆<u>車椅子使用者用便房</u> 出入口 ●<u>車椅子使用者用便房</u>の出入口は、移動等円滑化経路等となる。 ●略 ●<u>車椅子使用者用便房</u>が一般便所内に設けられている場合は、その一般便所の出入口の有効幅も、85cm 以上とする。 戸 ●略 ●略 ●略 ●略 ●略 ●略 ●略 ●略 ●<u>車椅子使用者用便房</u>が一般便所内にある場合、一般便所の出入口には戸を設けないことが基本となるが、戸を設ける場合には、車椅子使用者が通過しやすい戸の構造とする。	■整備基準の解説 P.46 ◆便所全般 ●<u>みんなのトイレ（車椅子使用者用便房）</u>、オストメイト用汚物流し、ベビーチェア、ベビーベッドは、その設備を必要とする人が、それぞれ同時に便所を利用できるように、便所内に分散して配置するよう配慮する。 ●略 床面 略 ◆<u>みんなのトイレ（車椅子使用者用便房）</u> 出入口 ●<u>みんなのトイレ（車椅子使用者用便房）</u>の出入口は、移動等円滑化経路等となる。 ●略 ●<u>みんなのトイレ（車椅子使用者用便房）</u>が一般便所内に設けられている場合は、その一般便所の出入口の有効幅も、85cm 以上とする。 戸 ●略 ●略 ●略 ●略 ●略 ●略 ●略 ●略 ●<u>みんなのトイレ（車椅子使用者用便房）</u>が一般便所内にある場合、一般便所の出入口には戸を設けないことが基本となるが、戸を設ける場合には、車椅子使用者が通過しやすい戸の構造とする。	

2023 年 3月 追補版	2021 年 3月版	備考
手すり ～ 便房の大きさ 略 位置 ●異性による介助に配慮し、少なくとも 1 以上の<u>車椅子使用者用便房</u>は男女が共用できる位置に設ける。 ●<u>車椅子使用者用便房</u>は、利用者が位置を把握しやすいよう、一般用の便所と一体的若しくはその出入口の近くに設ける。 ●<u>車椅子使用者用便房</u>は全ての人が利用しやすく分かりやすい位置に設ける。 表示 ●<u>車椅子使用者用便房</u>の付近には、当該便房があることを表示する標識を設ける。 ●<u>トイレの表示は、誰でも使用できるような「多機能」「多目的」等の名称ではなく、当該トイレの設備や機能をピクトグラム等のみで表示する。なお、トイレの場所等を表示する際に、名称がないと支障が生じる場合には、トイレの名称に加えてピクトグラム等を併せて表示する。</u> ●建築物に案内所が設けられていないときは、高齢者、障がい者等を誘導するために、建築物内の案内板に<u>車椅子使用者用便房</u>の位置を表示する。 ●略 その他の注意事項 略 ◆水洗器具 略 ◆ベビーチェア・ベビーベッド 略 ◆一般便所 略	手すり ～ 便房の大きさ 略 位置 ●異性による介助に配慮し、少なくとも 1 以上の<u>みんなのトイレ（車椅子使用者用便房）</u>は男女が共用できる位置に設ける。 ●<u>みんなのトイレ（車椅子使用者用便房）</u>は、利用者が位置を把握しやすいよう、一般用の便所と一体的若しくはその出入口の近くに設ける。 ●<u>みんなのトイレ（車椅子使用者用便房）</u>は全ての人が利用しやすく分かりやすい位置に設ける。 表示 ●<u>みんなのトイレ（車椅子使用者用便房）</u>の付近には、当該便房があることを表示する標識を設ける。 ●<u>みんなのトイレ（車椅子使用者用便房）の出入口付近には、図記号（ピクトグラム）を組み合わせるなど、車椅子使用者、高齢者、妊婦、乳幼児を連れた者等全ての人が利用できる旨を表示する。</u> ●建築物に案内所が設けられていないときは、高齢者、障がい者等を誘導するために、建築物内の案内板に<u>みんなのトイレ（車椅子使用者用便房）</u>の位置を表示する。 ●略 その他の注意事項 略 ◆水洗器具 略 ◆ベビーチェア・ベビーベッド 略 ◆一般便所 略	
■望ましい整備 P.50 ◆便所全体 配置 略 表示・誘導	■望ましい整備 P.50 ◆便所全体 配置 略 表示・誘導	

2023 年 3月 追補版	2021 年 3月版	備考
◎略 ◎略 ◎略 ◎略 ◎視覚障がい者は<u>車椅子使用者用便房</u>以外の便所に誘導する。 ◎略 ◎略 大型ベッド ◎<u>車椅子使用者用便房</u>を複数設ける場合や建築物の用途及び規模に応じて、<u>車椅子使用者用便房</u>のうち 1 以上を大型ベッド付き便房とする。 以下、◎略 その他 略 ◆<u>車椅子使用者用便房</u> 設置数 ◎<u>車椅子使用者用便房</u>を、各階に 1 以上設置する。 ◎略 戸 ～ スペース 略 簡易型車椅子使用者用便房 ◎<u>車椅子使用者用便房</u>として設けた便房とは別に、一般便所の中に車椅子使用者が利用できる便房（簡易型車椅子使用者用便房）を設ける場合は、以下の数値以上とする。また、当該便房までのアクセスに支障のない空間を確保し、当該便房出入口の戸は引き戸を原則とする。 直進又は側方進入の場合：幅 130cm 以上、奥行きは 200cm 以上 側方進入の場合：幅 150cm 以上、奥行きは 180cm 以上 その他の注意事項 ◎略 ◎略 ◎トイレの利用形態は、障がいによって多種多様である。このため、<u>車椅子使用者用便房</u>を複数設ける場合には、便房内の設備やレイアウトを変え、できるだけ多く	◎略 ◎略 ◎略 ◎略 ◎視覚障がい者は<u>みんなのトイレ（車椅子使用者用便房）</u>以外の便所に誘導する。 ◎略 ◎略 大型ベッド ◎<u>みんなのトイレ（車椅子使用者用便房）</u>を複数設ける場合や建築物の用途及び規模に応じて、<u>みんなのトイレ（車椅子使用者用便房）</u>のうち 1 以上を大型ベッド付き便房とする。 以下、◎略 その他 略 ◆<u>みんなのトイレ（車椅子使用者用便房）</u> 設置数 ◎<u>みんなのトイレ（車椅子使用者用便房）</u>を、各階に 1 以上設置する。 ◎略 戸 ～ スペース 略 簡易型車椅子使用者用便房 ◎<u>みんなのトイレ（車椅子使用者用便房）</u>として設けた便房とは別に、一般便所の中に車椅子使用者が利用できる便房（簡易型車椅子使用者用便房）を設ける場合は、以下の数値以上とする。また、当該便房までのアクセスに支障のない空間を確保し、当該便房出入口の戸は引き戸を原則とする。 直進又は側方進入の場合：幅 130cm 以上、奥行きは 200cm 以上 側方進入の場合：幅 150cm 以上、奥行きは 180cm 以上 その他の注意事項 ◎略 ◎略 ◎トイレの利用形態は、障がいによって多種多様である。このため、<u>みんなのトイレ（車椅子使用者用便房）</u>を複数設ける場合には、便房内の設備やレイアウトを変	

2023 年 3月 追補版	2021 年 3月版	備考
の人の利用が可能となるよう配慮する。 以下、◎略 ◆水洗器具 略 ◆一般便房 戸 ◎略 ◎<u>車椅子使用者用便房</u>を設置していない一般便所においても、戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。 便器 ～ 洗面・水栓金具 略 その他の注意事項 ◎一般用便所は、<u>車椅子使用者用便房</u>に近接した位置に設ける。 ◎略 ◎高齢者・障がい者等の利用が多く見込まれる施設（建物）では、<u>車椅子使用者用便房</u>の利用頻度が高い。したがって、一般用便所に腰掛式大便器、若干広めの便房、便房内の手すりや、入りやすいドア形式等の要件を備えた便房を整備することにより、一般便房の利用が困難な高齢者・障がい者の円滑なトイレ利用を図ることができる。 ※高齢者・障がい者等の利用が多く見込まれる施設（建物）には、高齢者・障がい者等の日常的な利用が多く見込まれる施設（建物）と、一時的に不特定多数が利用する施設とがある。 ※高齢者・障がい者等の日常的な利用が多く見込まれる施設（建物）とは、公共的施設、主たる利用者（職員を含む）が高齢者・障がい者等である社会福祉施設、医療施設であり、一時的に不特定多数が利用する施設には、公衆便所、集会所、飲食店、物販店、ホテル等、劇場・映画館等、展示場、体育館等がある。 以下、◎略 ◆ソフト面の工夫 ◎「<u>車椅子使用者用便房</u>」しか利用できない	え、できるだけ多くの人利用が可能となるよう配慮する。 以下、◎略 ◆水洗器具 略 ◆一般便房 戸 ◎略 ◎<u>みんなのトイレ（車椅子使用者用便房）</u>を設置していない一般便所においても、戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。 便器 ～ 洗面・水栓金具 略 その他の注意事項 ◎一般用便所は、<u>みんなのトイレ（車椅子使用者用便房）</u>に近接した位置に設ける。 ◎略 ◎高齢者・障がい者等の利用が多く見込まれる施設（建物）では、<u>みんなのトイレ（車椅子使用者用便房）</u>の利用頻度が高い。したがって、一般用便所に腰掛式大便器、若干広めの便房、便房内の手すりや、入りやすいドア形式等の要件を備えた便房を整備することにより、一般便房の利用が困難な高齢者・障がい者の円滑なトイレ利用を図ることができる。 ※高齢者・障がい者等の利用が多く見込まれる施設（建物）には、高齢者・障がい者等の日常的な利用が多く見込まれる施設（建物）と、一時的に不特定多数が利用する施設とがある。 ※高齢者・障がい者等の日常的な利用が多く見込まれる施設（建物）とは、公共的施設、主たる利用者（職員を含む）が高齢者・障がい者等である社会福祉施設、医療施設であり、一時的に不特定多数が利用する施設には、公衆便所、集会所、飲食店、物販店、ホテル等、劇場・映画館等、展示場、体育館等がある。 以下、◎略 ◆ソフト面の工夫 ◎「<u>みんなのトイレ（車椅子使用者用便房）</u>」	

2023 年 3月 追補版	2021 年 3月版	備考
人がいるため、<u>車椅子使用者用便房</u>の利用に当たっては優先される人がいる」ということについて、使用ルールの明示や普及啓発等を行う。 ※記載例 「一般トイレを利用できる方が、<u>車椅子使用者用便房</u>を長時間利用することは控えましょう。」	しか利用できない人がいるため、<u>みんなのトイレ</u>の利用に当たっては優先される人がいる」ということについて、使用ルールの明示や普及啓発等を行う。 ※記載例 「一般トイレを利用できる方が、<u>みんなのトイレ</u>を長時間利用することは控えましょう。」	
【共通】 ・<u>車椅子使用者用便房</u> ・<u>車椅子使用者用便房</u> 【図 8.1】 ・<u>トイレのピクトグラムは、施設間で異なることにより、利用者が混乱しないように、JIS 規格で定められたものとする。</u> ・<u>設備や機能の名称を併記する場合でも、できる限り JIS 規格等で統一を図ることが重要である。</u> 車椅子使用者<u>対応</u> オストメイト<u>用設備</u> <u>おむつ交換台</u> <u>介助用ベッド</u> 【図 8.2】 ●表示 <u>車椅子使用者用便房及び便所の出入口には、当該車椅子使用者用便房の設備及び機能を表示する</u> 【図 8.3】～【図 8.6】 略 【図 8.7】 ●表示 <u>車椅子使用者用便房及び便所の出入口には、当該車椅子使用者用便房の設備及び機能を表示する</u> 【図 8.8】～【図 8.15】 略	【共通】 ・<u>みんなのトイレ（車椅子使用者用便房）</u> ・<u>みんなのトイレ</u> 【図 8.1】 車椅子使用者 オストメイト <u>ベビーベッド</u> <u>大型ベッド</u> 【図 8.2】 ●表示 <u>みんなのトイレ（車椅子使用者用便房）の入口付近には、全ての人が利用できる旨を表示する</u> 【図 8.3】～【図 8.6】 略 【図 8.7】 ●表示 <u>みんなのトイレ（車椅子使用者用便房）の入口付近には、全ての人が利用できる旨を表示する</u> 【図 8.8】～【図 8.15】 略	

Ⅱ 共同住宅等

8 便所（トイレ）

2023 年 3月 追補版	2021 年 3月版	備考
●基本的考え方● P.33 全ての人が快適に便所を利用するためには、広いスペースの便房、手すり、オストメイト用設備等を設けるなど、使いやすい環境を整備する。 便所には、全ての人が円滑に利用することができる便房（<u>車椅子使用者用便房</u>）、オストメイト用汚物流しを設けた便房、ベビーチェアを設けた便房、ベビーベッドを、それぞれ1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設置する。 上記の個別の機能を必要とする人が同時に便所を利用できるように、<u>車椅子使用者用便房</u>に個別機能の設備を併せて設置した多機能便房だけでなく、以下のとおり、個別機能を分散して配置するよう配慮する。（便所における機能分散の考え方 図【8.1】参照）	●基本的考え方● P.33 全ての人が快適に便所を利用するためには、広いスペースの便房、手すり、オストメイト用設備等を設けるなど、使いやすい環境を整備する。 便所には、全ての人が円滑に利用することができる便房（<u>みんなのトイレ</u>）、オストメイト用汚物流しを設けた便房、ベビーチェアを設けた便房、ベビーベッドを、それぞれ1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設置する。 上記の個別の機能を必要とする人が同時に便所を利用できるように、<u>みんなのトイレ（車椅子使用者用便房）</u>に個別機能の設備を併せて設置した多機能便房だけでなく、以下のとおり、個別機能を分散して配置するよう配慮する。（便所における機能分散の考え方 図【8.1】参照）	
■整備基準（遵守基準） P.33 (1) 略 (2) 略 ア 便所内に、次に掲げる構造の<u>車椅子使用者用便房</u>を1以上設けること。 (ア)～(エ) 略 (オ) <u>車椅子使用者用便房及び便所の出入口</u>には、<u>当該車椅子使用者用便房の設備及び機能</u>を表示すること。 (カ)(キ) 略 イ～エ 略 (3) 略	■整備基準（遵守基準） P.33 (1) 略 (2) 略 ア 便所内に、次に掲げる構造の<u>みんなのトイレ</u>を1以上設けること。 (ア)～(エ) 略 (オ) 出入口には、<u>全ての人が利用できる旨</u>を表示すること。 (カ)(キ) 略 イ～エ 略 (3) 略	
■整備基準（遵守基準） P.33 略	■整備基準（遵守基準） P.33 略	
■整備基準の解説 P.34 ◆便所全般 ●<u>車椅子使用者用便房</u>、オストメイト用汚物流し、ベビーチェア、ベビーベッドは、その設備を必要とする人が、それぞれ同時に便所を利用できるように、便所内に分散して配置するよう配慮する。 ●略 床面 略 ◆<u>車椅子使用者用便房出入口</u>	■整備基準の解説 P.34 ◆便所全般 ●<u>みんなのトイレ（車椅子使用者用便房）</u>、オストメイト用汚物流し、ベビーチェア、ベビーベッドは、その設備を必要とする人が、それぞれ同時に便所を利用できるように、便所内に分散して配置するよう配慮する。 ●略 床面 略 ◆<u>みんなのトイレ（車椅子使用者用便房）出入口</u>	

2023 年 3月 追補版	2021 年 3月版	備考
●<u>車椅子使用者用便房</u>の出入口は、移動等円滑化経路等となる。 ●出入口の有効幅は、85cm 以上とする。 また、<u>車椅子使用者用便房</u>が一般便所内に設けられている場合は、その一般便所の出入口の有効幅も、85cm 以上とする。 戸 ～ 便房の大きさ 略 位置 ●異性による介助に配慮し、男女共用の<u>車椅子使用者用便房</u>を設ける。 ●<u>車椅子使用者用便房</u>は、利用者が位置を把握しやすいよう、一般用の便所と一体的若しくはその出入口の近くに設ける。 ●<u>車椅子使用者用便房</u>は全ての人が利用しやすく分かりやすい位置に設ける。 表示 ●<u>車椅子使用者用便房</u>の付近には、当該便房があることを表示する標識を設ける。 ●<u>トイレの表示は、誰でも使用できるような「多機能」「多目的」等の名称ではなく、当該トイレの設備や機能をピクトグラム等のみで表示する。なお、トイレの場所等を表示する際に、名称がないと支障が生じる場合には、トイレの名称に加えてピクトグラム等を併せて表示する。</u> ●建築物に案内所が設けられていないときは、高齢者、障がい者等を誘導するために、建築物内の案内板に<u>車椅子使用者用便房</u>の位置を表示する。 その他の注意事項 略 ◆水洗器具 略 ◆一般便所 略	●<u>みんなのトイレ（車椅子使用者用便房）</u>の出入口は、移動等円滑化経路等となる。 ●出入口の有効幅は、85cm 以上とする。 また、<u>みんなのトイレ（車椅子使用者用便房）</u>が一般便所内に設けられている場合は、その一般便所の出入口の有効幅も、85cm 以上とする。 戸 ～ 便房の大きさ 略 位置 ●異性による介助に配慮し、男女共用の<u>みんなのトイレ（車椅子使用者用便房）</u>を設ける。 ●<u>みんなのトイレ（車椅子使用者用便房）</u>は、利用者が位置を把握しやすいよう、一般用の便所と一体的若しくはその出入口の近くに設ける。 ●<u>みんなのトイレ</u>は全ての人が利用しやすく分かりやすい位置に設ける。 表示 ●<u>みんなのトイレ（車椅子使用者用便房）</u>の付近には、当該便房があることを表示する標識を設ける。 ●<u>みんなのトイレの入口付近には、図記号（ピクトグラム）を組み合わせるなど、車椅子使用者、高齢者、妊婦、乳幼児を連れた者等全ての人が利用できる旨を表示する。</u> ●建築物に案内所が設けられていないときは、高齢者、障がい者等を誘導するために、建築物内の案内板に<u>みんなのトイレ（車椅子使用者用便房）</u>の位置を表示する。 その他の注意事項 略 ◆水洗器具 略 ◆一般便所 略	
■望ましい整備 P.36 略	■望ましい整備 P.36 略	
【共通】	【共通】	

2023 年 3月 追補版	2021 年 3月版	備考
・ <u>車椅子使用者用便房</u> ・ <u>車椅子使用者用便房</u> 【図 8.1】 ・ <u>トイレのピクトグラムは、施設間で異なることにより、利用者が混乱しないように、JIS 規格で定められたものとする。</u> ・ <u>設備や機能の名称を併記する場合でも、できる限り JIS 規格等で統一を図ることが重要である。</u> 車椅子使用者 <u>対応</u> オストメイト <u>用設備</u> <u>おむつ交換台</u> <u>介助用ベッド</u> 【図 8.2】 ●表示 <u>車椅子使用者用便房及び便所の出入口には、当該車椅子使用者用便房の設備及び機能を表示する</u> 【図 8.3】 ～ 【図 8.6】 略 【図 8.7】 ●表示 <u>車椅子使用者用便房及び便所の出入口には、当該車椅子使用者用便房の設備及び機能を表示する</u> 【図 8.8】 ～ 【図 8.10】 略	・ <u>みんなのトイレ（車椅子使用者用便房）</u> ・ <u>みんなのトイレ</u> 【図 8.1】 車椅子使用者 オストメイト <u>ベビーベッド</u> <u>大型ベッド</u> 【図 8.2】 ●表示 <u>みんなのトイレ（車椅子使用者用便房）の入口付近には、全ての人が利用できる旨を表示する</u> 【図 8.3】 ～ 【図 8.6】 略 【図 8.7】 ●表示 <u>みんなのトイレ（車椅子使用者用便房）の入口付近には、全ての人が利用できる旨を表示する</u> 【図 8.8】 ～ 【図 8.10】 略	

Ⅲ 小規模建築物（共同住宅等以外）

6 便所（トイレ）

2023 年 3 月 追補版	2021 年 3 月版	備考
■整備基準（遵守基準） P.17 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する便所を設ける場合には、そのうち 1 以上に、次に掲げる構造の<u>車椅子使用者用便房</u>を設けること。 (1) 車椅子使用者が利用することができるような空間であること。 (2) 腰掛便器、手すり等が適切に配置されていること。	■整備基準（遵守基準） P.17 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する便所を設ける場合には、そのうち 1 以上に、次に掲げる構造の<u>みんなのトイレ</u>を設けること。 (1) 車椅子使用者が利用することができるような空間であること。 (2) 腰掛便器、手すり等が適切に配置されていること。	
■整備基準（遵守基準）の解説 P.17 出入口 ●<u>車椅子使用者用便房</u>の出入口は、移動等円滑化経路等となる。 ●略 ●略 ●略 ●略 ●略 設備 ～ その他の注意事項 略	■整備基準（遵守基準）の解説 P.17 出入口 ●<u>みんなのトイレ（車椅子使用者用便房）</u>の出入口は、移動等円滑化経路等となる。 ●略 ●略 ●略 ●略 ●略 設備 ～ その他の注意事項 略	
【図 6.1】～【図 6.5】【写真 6.1】 略	【図 6.1】～【図 6.5】【写真 6.1】 略	



I 建築物（共同住宅等以外）



8 便所（トイレ）

●基本的考え方●

車椅子使用者、高齢者、妊婦、乳幼児を連れた者等が外出したときに、困ることのひとつは、便所の利用である。全ての人が便所を快適に利用できるようにするためには、広いスペースの便房、手すり、オストメイト用汚物流し、ベビーチェア、ベビーベッドを設けるなど、便所全体で車椅子使用者、高齢者、妊婦、乳幼児を連れた者等が使いやすい環境を総合的に整備する必要がある。

便所には、全ての人が円滑に利用することができる便房（**車椅子使用者用便房**）、オストメイト用汚物流しを設けた便房、ベビーチェアを設けた便房、ベビーベッドを、それぞれ1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設置する。

上記の個別の機能を必要とする人が同時に便所を利用できるように、**車椅子使用者用便房**に個別機能の設備を併せて設置した多機能便房だけでなく、以下のとおり、個別機能を分散して配置するよう配慮する。（便所における機能分散の考え方 図【8.1】参照）

第1に、**車椅子使用者用便房**のほか、オストメイト用汚物流し、ベビーチェア及びベビーベッドの子育て支援設備を設けた便房をそれぞれ別々に設置する。さらに、多数の利用者が見込まれる場合は、当該利用者のための簡易型機能を有する便房や複数の個別機能を有する便房を追加することが望ましい。

第2に、第1が便所の規模等により困難であるときは、多機能便房に追加して、施設の利用者を考慮した個別機能を備えた便房や簡易型機能を備えた便房を設置する。

第3に、第1及び第2が困難であり、施設の用途及び規模から多機能便房のみで十分に機能する場合は、多機能便房のみを設置する。この場合でも、利用の集中を軽減するため、できるだけ複数設置することが望ましい。

高齢者や知的・発達障がい者等の同伴介助等の利用に配慮し、広めの男女共用便房を設置することに配慮する。

整備基準

遵守基準	
(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する便所を設ける場合には、床面を粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。	(1) 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する便所を設ける場合には、床面を粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。
(2) (1)の便所のうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）は、次に掲げるものとする。	(2) 同左
ア 便所内に、次に掲げる構造の 車椅子使用者用便房 を1以上設けること。	ア 同左
(ア) 腰掛便器が適切に配置されていること。	(ア) 同左
(イ) 便器の両側に手すりを設け、そのうち片方の手すりは可動式とすること。	(イ) 同左
(ウ) 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。	(ウ) 同左
(エ) 一般用の便所に近接し、分かりやすく利用しやすい位置に設けること。	(エ) 同左
(オ) 車椅子使用者用便房及び便所の出入口 には、 当該車椅子使用者用便房の設備及び機能 を表示すること。	(オ) 同左
(カ) 高齢者、障がい者等が円滑に使用できる洗面器を設けること。	(カ) 同左
(キ) 全ての人が使いやすい設備を適切に設置すること。	(キ) 同左

イ 便所内に、高齢者、障がい者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具（オストメイト対応汚物流し等をいう。以下同じ。）を設けた便房を1以上設け、当該便房及び便所の出入口には、その旨の表示を行うこと。	イ 同左
ウ 便所内に、ベビーチェアその他の乳幼児を座らせることができる設備を設けた便房を1以上設け、当該便房及び便所の出入口には、その旨の表示を行うこと。	ウ 同左
エ 便所内に、ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換ができる設備を設け、当該便所の出入口には、その旨の表示を行うこと（他におむつ交換ができる場所を設ける場合を除く。）。	エ 同左
—	(3) 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する一般便所を設ける場合には、そのうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）は、次に掲げる構造とすること。
—	ア 床面には、段差を設けないこと。
—	イ 大便器は、1以上を腰掛式とすること。
—	ウ 腰掛式とした大便器の1以上に、手すりを設けること。
(3) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する男子用小便器のある便所を設ける場合には、そのうち1以上に、床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが35cm以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を1以上設けなければならない。	(4) 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する男子用小便器のある便所を設ける場合には、そのうち1以上に、床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが35cm以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を1以上設け、当該小便器に手すりを設けなければならない。

■整備基準の解説

◆便所全般

●車椅子使用者用便房、オストメイト用汚物流し、ベビーチェア、ベビーベッドは、その設備を必要とする人が、それぞれ同時に便所を利用できるように、便所内に分散して配置するよう配慮する。 ●案内設備及び便房の付近に設置する標識には、設備や機能を図記号（ピクトグラム）等で分かりやすく表示する。	→【図 8.1】参照 →【14 標識】参照
床面 ●水洗いができ、かつぬれた状態でも滑りにくい仕上げ、材料を選択する。	

◆車椅子使用者用便房

出入口 ●車椅子使用者用便房の出入口は、移動等円滑化経路等となる。 ●出入口の有効幅は、85cm 以上とする。 ●車椅子使用者用便房が一般便所内に設けられている場合は、その一般便所の出入口の有効幅も、85cm 以上とする。	→【図 8.2】 【図 8.3】参照
--	----------------------------------

戸 ●戸は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、戸の前後には水平スペースを設ける。 ●開閉動作の難易度からみると、引き戸のほうが開き戸より容易である。一般に推奨されている順位としては、①自動式引き戸、②手動式引き戸の順である。 ●引き戸は軽い力で開閉できるものとする。 ●手動式の戸の握り手は棒状のものとする。 ●自動式引き戸の開閉ボタンの位置は車椅子使用者が接近しやすいように、便房内設備等のレイアウトに配慮する。 ●車椅子使用者の開閉時の動作に配慮して、袖壁と開閉スペースを確保する。 ●内開き戸は、車椅子使用者が入室した後のドア閉めが困難であり、かつ、便房内で転倒した場合、体や車椅子がじゃまになって戸が開かず、救出しにくいので避ける。 ●車椅子使用者用便房が一般便所内にある場合、一般便所の出入口には戸を設けないことが基本となるが、戸を設ける場合には、車椅子使用者が通過しやすい戸の構造とする。	→【図 8.4】参照
手すり ●手すりは全体重をかけて使用されることが多いので、取付けを堅固にする必要がある。また、可動式の手すりにおいても、全体重をかけて使用するため、利用者の安全性を考慮し、ぐらつかない構造のものを採用する。 ●手すりは便器の両側の利用しやすい位置に、垂直、水平に設ける。また、車椅子を便器と平行に寄り付けて利用する場合等に配慮し、壁付の手すりと反対側の手すりは可動式とする。 ●横手すりは便座から 20cm～25cm 程度上方の高さ、縦手すりは便器先端から 25cm 程度前方の位置に、便座の中心から両側の手すりが同距離になるように設置する。 ●手すりのつかみやすい位置は、利用者により多様であるため、できるだけ長いものを設置すると、多種の利用者の要求を満たすことができる。	→【図 8.2】 【図 8.5】参照
便房の大きさ ●車椅子使用者が円滑に利用できる便房の大きさは原則として概ね内法で 200cm×200cm 以上とし、直径 150cm 以上の円程度が内接できる空間を確保する。また、車椅子から便座への移乗は便器の側面（障がいにもよるが一般的にこの方法が最も容易）又は前方からなされるため、便器の前方及び側面に車椅子を寄り付け、便器へ移乗するために必要なスペースを適切に設けるとともに、便器の両側に手すりをつける必要がある。また、衛生機器等は直径 150cm の円が内接できる程度の空間を避け、車椅子使用者が利用しやすい位置に配置する。（内接する円は、車椅子のフットサポート高での動きを配慮しているため、洗面器、手すり等の下部を通過できれば、それらと円が交差していてもよい。） ●ただし、床面積の合計が 1,000m²以下の施設等（公共施設を除く。）で 200cm×200cm 以上の空間が確保できない場合及び既存建築物の改修で構造上やむを得ない場合には、次善の策として、内法で 130cm×200cm（直進又は側方進入）以上、又は、150cm×180cm（側方進入）以上の簡易型車椅子使用者用便房を確保する。（ただし、オストメイト用汚物流し、ベビーチェア、手洗い器その他の設備を併せて設置すると、さらに大きなスペースが必要となる場合がある。）	→【図 8.2】参照 →【図 8.3】参照
位置 ●異性による介助に配慮し、少なくとも 1 以上の車椅子使用者用便房は男女が共用できる位置に設ける。 ●車椅子使用者用便房は、利用者が位置を把握しやすいよう、一般用の便所と一体的若しくはその出入口の近くに設ける。 ●車椅子使用者用便房は全ての人が利用しやすく分かりやすい位置に設ける。	→【図 8.1】参照

表示 ●車椅子使用者用便房の付近には、当該便房があることを表示する標識を設ける。 ●トイレの表示は、誰でも使用できるような「多機能」「多目的」等の名称ではなく、当該トイレの設備や機能をピクトグラム等のみで表示する。なお、トイレの場所等を表示する際に、名称がないと支障が生じる場合には、トイレの名称に加えてピクトグラム等を併せて表示する。 ●建築物に案内所が設けられていないときは、高齢者、障がい者等を誘導するために、建築物内の案内板に車椅子使用者用便房の位置を表示する。 ●案内板等に便所の位置を表示する。	→〔14 標識〕参照 →〔15 案内設備〕参照
その他の注意事項 ●車椅子使用者の手の届く高さに手荷物棚又はフックを設置する。ただし、人がぶつからないように配慮すること。また、仮に当たってもけがをしにくい丸みを帯びているものとする。 ●便器横の手すりより洗面器等の設備機器が前に出ていると、便器正面への車椅子の寄り付けが困難となるため、注意する。洗面器等の設備機器は、便器の前方及び側面に車椅子を寄り付け、便器に移乗するために必要なスペースを確保して設置する。また、便房内に十分なスペースが確保されない場合には、小さめの洗面器又は手洗器を設置する。 ●洗面器下部に車椅子使用者の膝が入るスペースを確保する。 ●吐水口の位置は、車椅子使用者が利用しやすい位置に設ける。 ●照明スイッチ、扉の開閉ボタン、扉の取っ手は、車椅子使用者の利用を考慮し、操作しやすい位置に設ける。 ●洗面器のほかに手洗器を設ける場合は、便器に腰掛けたままで利用できる位置に設け、水栓器具はレバー式など操作が容易なものとする。 ●洗浄装置、ペーパーホルダー、非常用の呼出しボタンの配置は JIS S 0026 に準ずる。また、非常用の呼出しボタンを設ける場合は、床に転倒した際にも手が届く位置にも設けるか、ひもでも操作できるものとする。 ●洗浄装置の基本はボタン式とする。また、自動洗浄式や感知式を設ける場合は、ボタン式を併設する。 ●使用中の表示は施錠と連動させ、目につきやすい位置に設ける。 ●腰掛便器のトラップ部分に車椅子のフットサポートが当たりにくい形式のものを採用するように配慮する。	→【図 8.2】参照 →【図 8.6】参照 →【図 8.6】参照 →【図 8.5】参照 →JIS S 0026 (資料編 P2-14 参照)

◆水洗器具

水洗器具 ●水洗器具とは、オストメイト（人工肛門、人工膀胱保持者）の利用に配慮して、パウチ（排泄物をためておく袋）や汚れた物、しびん等を洗浄するための汚物流し（洗浄装置・水栓を含む）をいう。 ●便器に水栓をつけたもの（簡易型水洗器具）は利用しやすいものとはいえないため、専用の汚物流し台の設置スペースが取れないような既存便所の改修等の際など構造上やむを得ない場合に限って設置する。 ●オストメイト用汚物流しを設けた便房のある便所の出入口及び当該便房の戸には、オストメイトが利用できる設備を備えていることが分かる標識を設ける。 ●ペーパーホルダーを設置する。	→【図 8.7】 【図 8.8】参照 →〔14 標識〕参照
---	---

◆ベビーチェア・ベビーベッド

ベビーチェア	
●〔22 子育て支援環境の整備〕を参照	
ベビーベッド	
●〔22 子育て支援環境の整備〕を参照	

◆一般便所

大便器 （床面） ○便所は床面を水洗いするために、入口に段差が生じることが多いが、高齢者、障がい者等の通行に際して支障とならないよう、すりつけ又は傾斜路を設ける。 （構造） ○高齢者などの下肢機能が低下している者にとって、和式便器の利用は困難を伴うため、腰掛式のものを設ける。 （手すり） ○便房内の手すりは高齢者などの下肢機能が低下している者の立ち上がりを補助したり、用便中の姿勢を安定させるのに有効である。手すりのつかみやすい位置は個人差があるので、できるだけ長いものや L 型手すりをつけると多くの利用者の要求を満たすことができる。	
小便器 （構造） ●男子用小便器のうち 1 以上は、小児等の利用に配慮し、床置き又は壁掛式とし、受け口の高さが 35cm 以下のものとする。なお、床等の清掃性を配慮する。 （手すり） ○手すり付き小便器は、出入口に近い位置に設けるよう配慮する。 ○小便器の手すりは胸を支点にして寄りかかりながら用を足すためのものである。この場合は腰を後ろに引くような姿勢となるので、小便器の上端手前部分と手すりの中心位置を合わせて取り付けることとし、高さは 120cm 程度とする。横の手すりはつかまりながら用を足すためのものであり、間隔 60cm 程度、高さは 80～90cm 程度とする。	→【図 8.9】参照 →【図 8.10】参照 →【図 8.10】参照
その他の注意事項 ○男女別の標示、便所の位置等を分かりやすく表示する。また、男女別の標示は JIS Z 8210 を適用する。 ○多数の利用者がスムーズに通過できる幅員を確保する。 ○利用者の操作が容易な水栓を設けることにより、無理なく洗面又は手洗いでできるようにする。	→【14 標識】参照

■望ましい整備

◆便所全体

配置	
◎整備基準により設置した便房及び設備とは別に、車椅子利用者用便房又は簡易型車椅子利用者用便房、オストメイト用汚物流し又は簡易型水洗器具を設けた便房を設置する。また、ベビーチェア、ベビーベッドを複数設置する。	
表示・誘導	
◎案内板等に、便所の位置及び男女の別を表示するとともに、点字等による表示を行う。 ◎同一建築物内においては便所の位置・男女の位置が統一されていると分かりやすい。 ◎便所内部の配置を、出入口付近の外部に表示する。さらに、視覚障がい者に配慮して点字等による表示や触知案内図の設置を行う。 ◎使用中の場合を考慮して、他の階や場所にある便所とその個別機能を表示する。 ◎視覚障がい者は 車椅子利用者用便房 以外の便所に誘導する。 ◎便房内の便器や設備・ボタンの位置を案内する音声案内装置を設置する。 ◎同一建築物内では、洗浄装置等の使用方法やボタン等の形状・設置場所を統一する。	→【図 8.11】参照 →JIS S 0026 (資料編 P2-14 参照)
大型ベッド	
◎ 車椅子利用者用便房 を複数設ける場合や建築物の用途及び規模に応じて、 車椅子利用者用便房 のうち1以上を大型ベッド付き便房とする。 ◎介助によって、着替え、おむつ交換、排泄などを行う際に使用される大型ベッドを設置する際には、介助者の動きを考慮し、十分なスペースをとるようにする。 ◎大型ベッドには、転落の危険がある旨の表示をして注意喚起をする等の転落防止策を講ずる。 ◎大型ベッドの寸法の検討に際しては、施設を利用する障がい者等のニーズを踏まえて決定する。 ◎大型ベッドを設置する際には、車椅子利用者の利用に支障がないよう配置を工夫する。	→【図 8.12】参照
その他	
◎便座は、温水洗浄便座とする。 ◎便座には背もたれを設置する。 ◎緊急事態の情報を音声及び光によって提供できる設備（フラッシュライト等）を備える。 ◎フラッシュライト等は、便房の扉を閉じた状態で、全ての便房内からその点滅が十分識別できる位置に設置するとともに、その点滅が緊急事態を表す旨を便所内に表示する。	

◆車椅子使用者用便房

設置数	
◎車椅子使用者用便房を、各階に1以上設置する。 ◎車椅子使用者等の利便上、車椅子使用者が利用できる便房は、用途に供する部分の床面積 2,000m² 当たり 1 以上設けるものとする。	
戸	
◎手動式の戸の握り手は棒状のものとし、自動的に戻らないタイプとする。 ◎大きなレバーとする等、指の不自由な人でも容易に施錠できるものとし、非常の場合を考慮して、外部からも解錠できるものとする。 ◎電気施錠とし、使用中ランプ、扉の開閉を連動させる。 ◎戸の開閉ボタンと照明等との連動は、特に介助者が外に出て閉ボタンを押す場合等に消灯しないような配慮も必要となる。 ◎開閉ボタンは、手かざしセンサー式を避け、操作しやすい押しボタン式とする。 ◎視覚障がい者等の利用に配慮し、施錠を示す色等に配慮する。	
便器	
◎車椅子のフットサポートのあたりにくい便器とする。	
スペース	
◎便器の前方に 120cm 以上、側面に 70cm 以上の移乗用のスペースを確保して、衛生機器等を設置する。 ◎便房は、電動車椅子使用者が利用しやすい空間（220cm×220cm 以上）を確保する。	
簡易型車椅子使用者用便房	
◎車椅子使用者用便房として設けた便房とは別に、一般便所の中に車椅子使用者が利用できる便房（簡易型車椅子使用者用便房）を設ける場合は、以下の数値以上とする。また、当該便房までのアクセスに支障のない空間を確保し、当該便房出入口の戸は引き戸を原則とする。 - 直進又は側方進入の場合：幅 130cm 以上、奥行きは 200cm 以上 - 側方進入の場合：幅 150cm 以上、奥行きは 180cm 以上	→【図 8.3】参照
その他の注意事項	
◎一般より大きい汚物入れを設ける。 ◎大型の電動車椅子使用者等が回転できない場合に後進で退出することを配慮し、後方確認用の鏡を設置する。 ◎トイレの利用形態は、障がいによって多種多様である。このため、車椅子使用者用便房を複数設ける場合には、便房内の設備やレイアウトを変え、できるだけ多くの人の利用が可能となるよう配慮する。 ◎複数設置する場合は、設備のレイアウトを左右対称にし、便器へのアクセスを右側・左側からのどちらでも選択できるようにする。 ◎介助者がトイレを一時退出する際に、トイレの外から利用者が見えることのないよう、戸の内側にカーテンを設置するなど配慮する。 ◎確認ランプ付き呼出し装置、廊下標示ランプ、事務所警報盤を設ける。 ◎温水洗浄便座の操作ボタンは、前方から移乗する場合に配慮し、便座横の操作ボックスではなく、壁付けとする。 ◎手洗器、洗面器は高齢者、障がい者等の利用を配慮した構造とする。 ◎洗面所の鏡は、洗面器上端から上方へ 100cm、若しくは可動式とする。	→【図 8.13】参照

◆水洗器具

水洗器具

- ◎汚物流しは、腹部の洗浄のため温水が出るようにする。
- ◎オストメイト用設備を設けた便房の鏡は、全身を映すことができるものとする。
- ◎手荷物等をかけるフック、手荷物置き場、パウチ等の廃棄等のための汚物入れ、着替え台を設置する。
- ◎腹部等を洗浄しやすいよう水栓はハンドシャワー型とする。
- ◎手洗い用の石けん、ペーパータオル又はハンドドライヤーを設置する。
- ◎オストメイト用設備をより多く整備するため、オストメイト用汚物流しを複数設ける。また、複数設置するスペースをとれない場合には、オストメイト用汚物流しを設けた便房以外に、オストメイト用簡易型水洗器具を設置した便房を設ける。
- ◎各種設備機器については、開発途上のものもあり、今後技術革新や製品開発の進捗によって適宜導入を図る。

→【図 8.14】参照

◆一般便所

戸

- ◎一般便所の出入口には原則として戸は設けない。
- ◎**車椅子使用者用便房**を設置していない一般便所においても、戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

便器

- ◎男女とも、各便所に1以上の車椅子使用者も利用可能な腰掛便座を設け、着座や立ち上がり等のための手すりを設置して、便房扉は外開き戸又は引き戸等とする。

手すり

- ◎和洋式を問わず、全ての便房にL型手すりなどの使用しやすい手すりを設置する。

呼出しボタン

- ◎非常用の呼出しボタンには、点字による表示を行う。
- ◎非常用の呼出しボタンの配置はJIS S 0026に準ずる。また、非常用の呼出しボタンを設ける場合は、床に転倒した際にも手が届く位置にも設けるか、ひもでも操作できるものとする。
- ◎便座及び車椅子に座った状態から、手の届く位置に設ける。また、床に転倒したときにも届くよう側壁面の低い位置にも設ける。

→資料編 P2-14 参照

洗面・水栓金具

- ◎水栓金具はレバー式、光感知式等簡単に操作できるものとする。
- ◎車椅子使用者が利用できるよう洗面器下部に車椅子使用者の膝が入るスペースを確保する。
- ◎吐水口の位置は、車椅子使用者が利用しやすい位置（手前縁から30cm程度）に設ける。
- ◎鏡は、洗面器上端部にできる限り近い位置を鏡の下端とし、上方へ100cm以上の高さで設置する。

→【図 8.6】参照

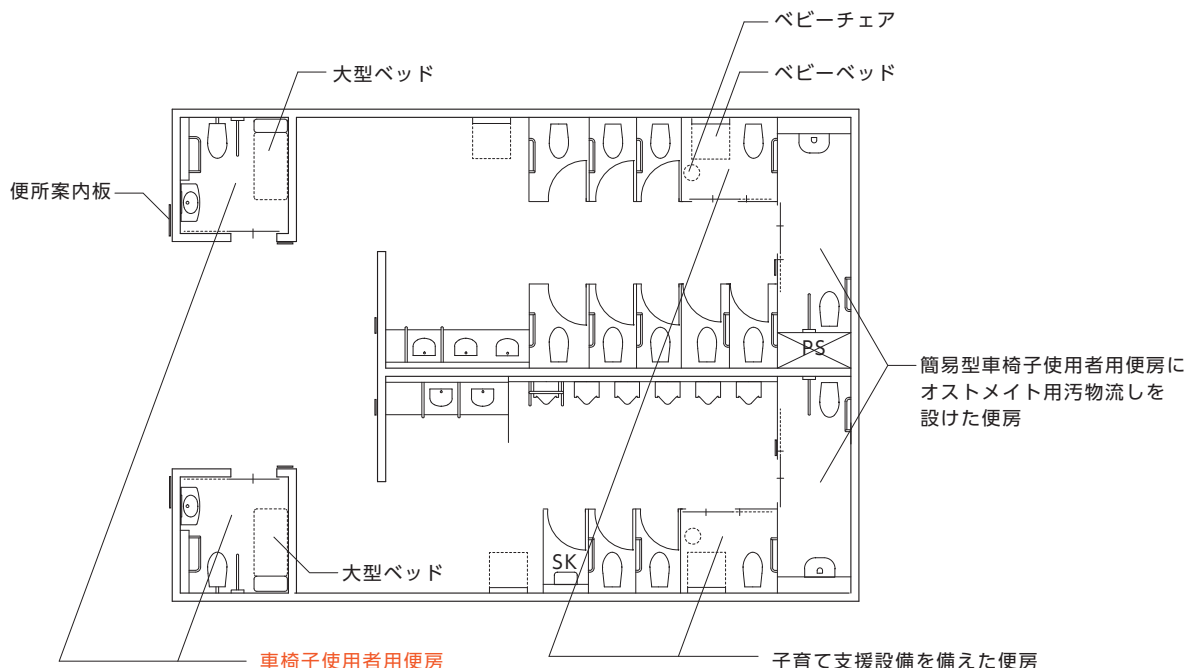
その他の注意事項 ◎一般用便所は、車椅子使用者用便房に近接した位置に設ける。 ◎高齢者、障がい者等が外出や社会活動に参加するためには、高齢者、障がい者等が利用しやすい便所が設けられていることが重要であるため、特に高齢者、障がい者等の利用が多く見込まれる施設（建物）については、一般便所の中にも、車椅子で使える最小限の寸法の便房（簡易型車椅子使用者用便房）を設ける。 ◎高齢者・障がい者等の利用が多く見込まれる施設（建物）では、車椅子使用者用便房の利用頻度が高い。したがって、一般用便所に腰掛式大便器、若干広めの便房、便房内の手すりや、入りやすいドア形式等の要件を備えた便房を整備することにより、一般便房の利用が困難な高齢者・障がい者の円滑なトイレ利用を図ることができる。 ※高齢者・障がい者等の利用が多く見込まれる施設（建物）には、高齢者・障がい者等の日常的な利用が多く見込まれる施設（建物）と、一時的に不特定多数が利用する施設とがある。 ※高齢者・障がい者等の日常的な利用が多く見込まれる施設（建物）とは、公共的施設、主たる利用者（職員を含む）が高齢者・障がい者等である社会福祉施設、医療施設であり、一時的に不特定多数が利用する施設には、公衆便所、集会所、飲食店、物販店、ホテル等、劇場・映画館等、展示場、体育館等がある。 ◎トイレの出入口位置を知らせるための視覚障がい者誘導用ブロックを適切に配置するとともに、音声や点字により男女別位置等を案内する。 ◎洗浄装置、ペーパーホルダー、非常用の呼出しボタンの配置は JIS S 0026 に準ずる。 ◎洗浄装置の基本はボタン式とする。また、自動洗浄式や感知式を設ける場合は、ボタン式を併設する。 ◎使用中の標示は分かりやすい位置に設ける。 ◎案内板等に、便所の位置及び男女の別を表示するとともに、点字等による表示を行う。	→資料編 P2-14 参照
◆ソフト面の工夫 ◎「車椅子使用者用便房しか利用できない人がいるため、車椅子使用者用便房の利用に当たっては優先される人がいる」ということについて、使用ルールの明示や普及啓発等を行う。 ※記載例 「一般トイレを利用できる方が、車椅子使用者用便房を長時間利用することは控えましょう。」	

《 参 考 図 》

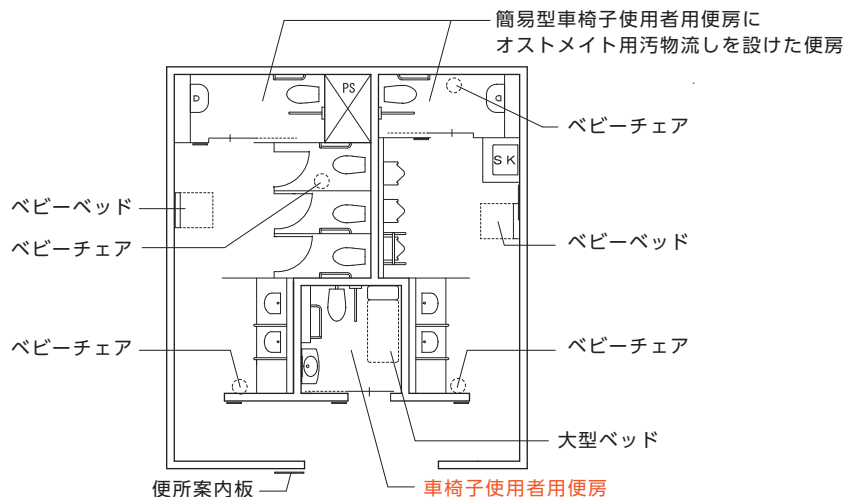
【図8.1】機能分散に配慮した便所の配置例

(1) **車椅子使用者用便房**、オストメイト用汚物流し及び子育て支援設備を設けた各便房を分散して設置した例

■多数の車椅子使用者を見込み、複数の**車椅子使用者用便房**と簡易型車椅子使用者用便房を設置した例



■ベビーベッドを便房の外におき、便房数を確保した例



■便房設備の表示例

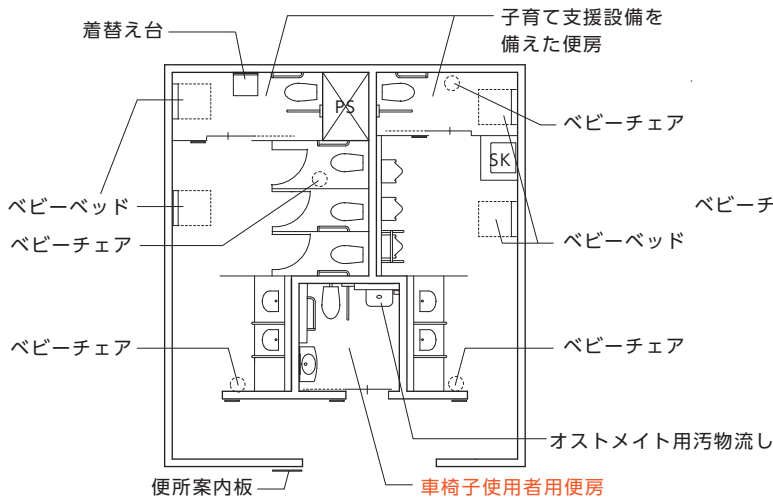
- ・トイレのピクトグラムは、施設間で異なることにより、利用者が混乱しないように、JIS規格で定められたものとする。
- ・設備や機能の名称を併記する場合でも、できる限りJIS規格等で統一を図ることが重要である。



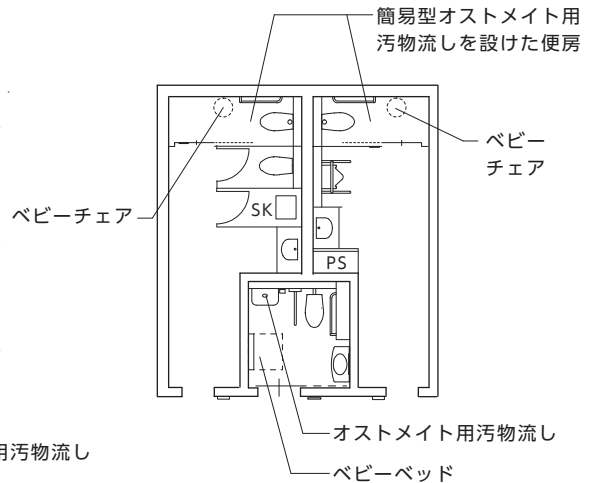
《 参 考 図 》

(2) 全ての機能を分散して配置することが困難である場合で、**車椅子使用者用便房**に追加して、施設の利用者を考慮した個別の機能を持った便房や簡易型便房を設置した例

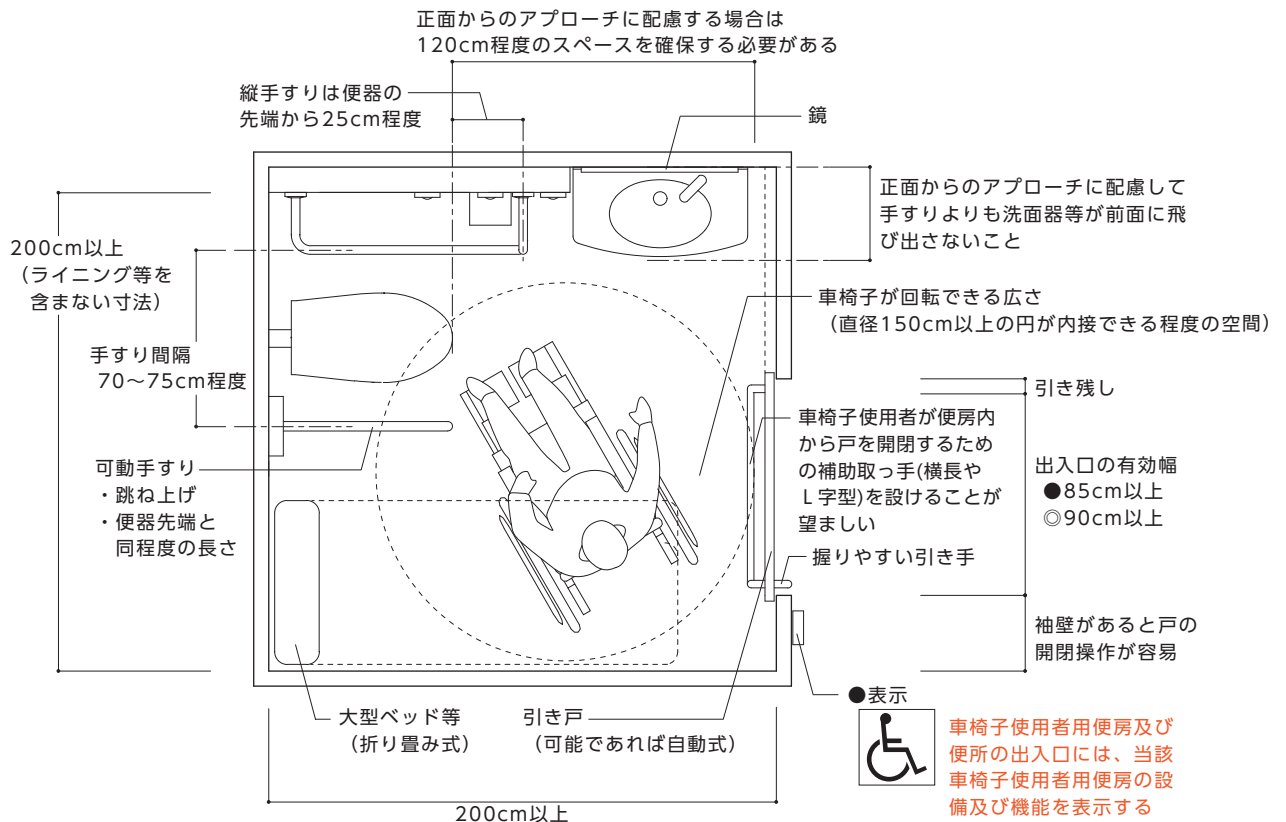
■ **車椅子使用者用便房と別に**子育て支援設備を設けた便房を設置した例（乳幼児連れの利用者が見込まれる施設では利用集中を避ける）



■ **車椅子使用者用便房と別に**簡易オストメイト設備を設けた便房を設置した例



【図8.2】 **車椅子使用者用便房**の例（内法200cm×200cm以上の場合）

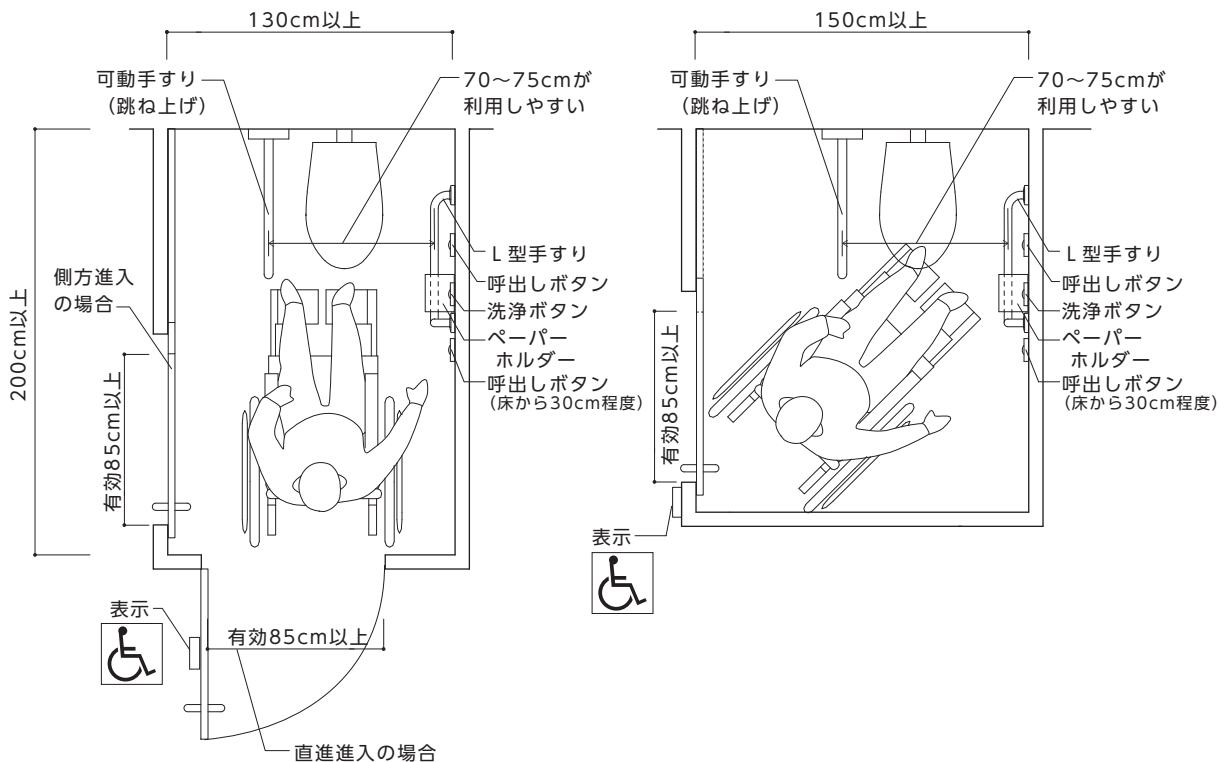


《 参 考 图 》

【図8.3】簡易型車椅子使用者用便房の例

■直進又は側方進入の場合

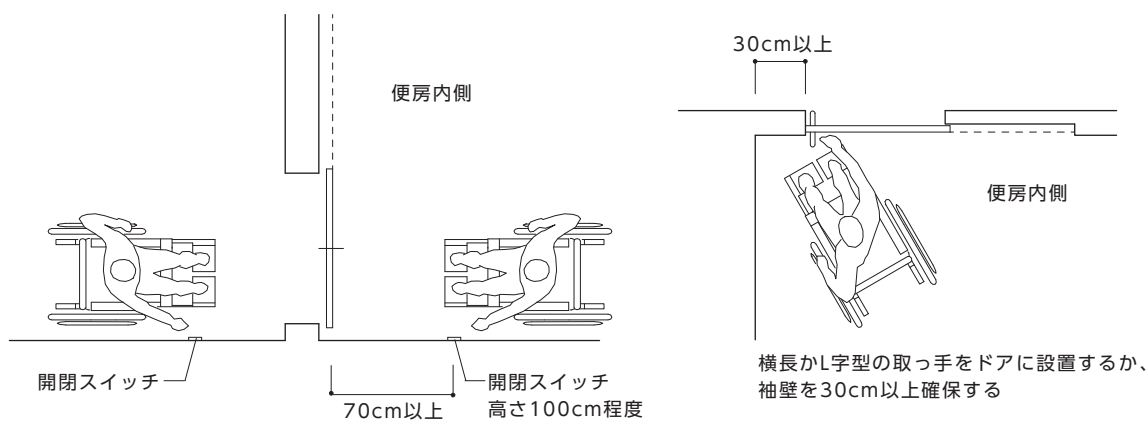
■側方進入の場合



【図8.4】 開閉ボタンや扉の取っ手の設置位置

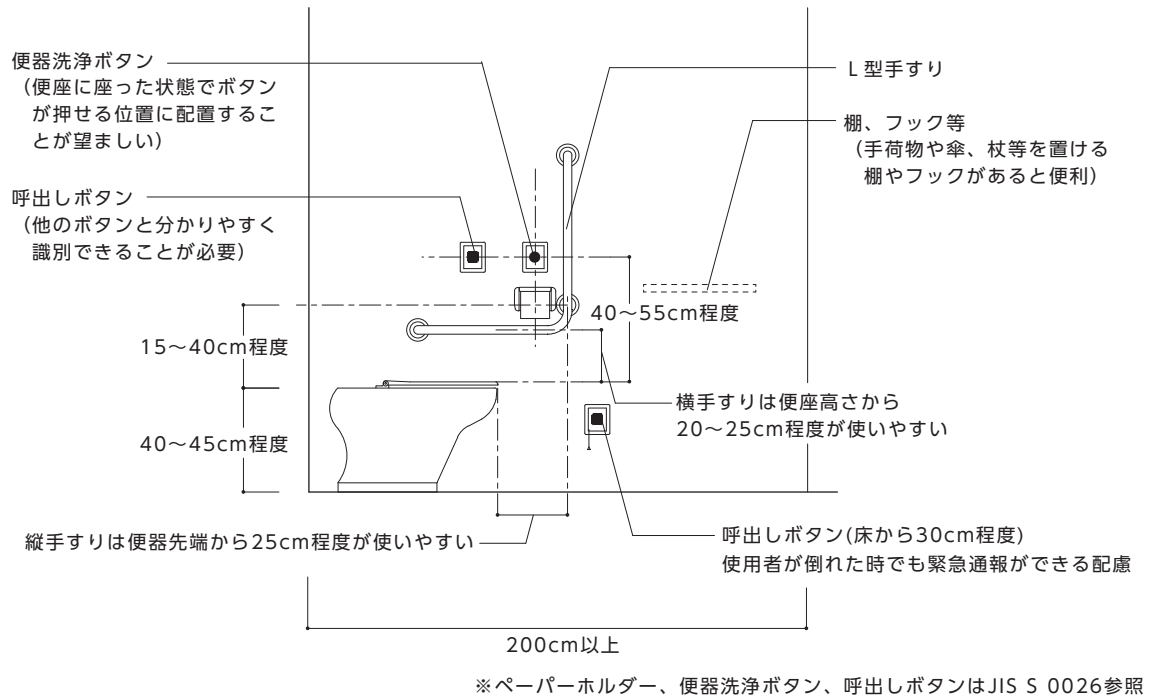
■自動ドア（引き戸）の場合

■手動ドア（引き戸）の場合

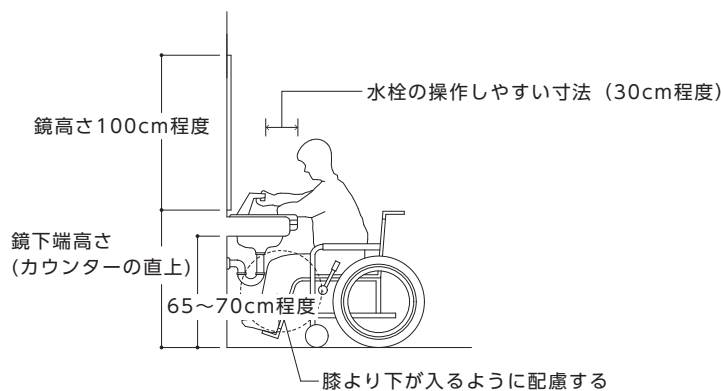


《 参 考 図 》

【図8.5】 ボタンの配置例



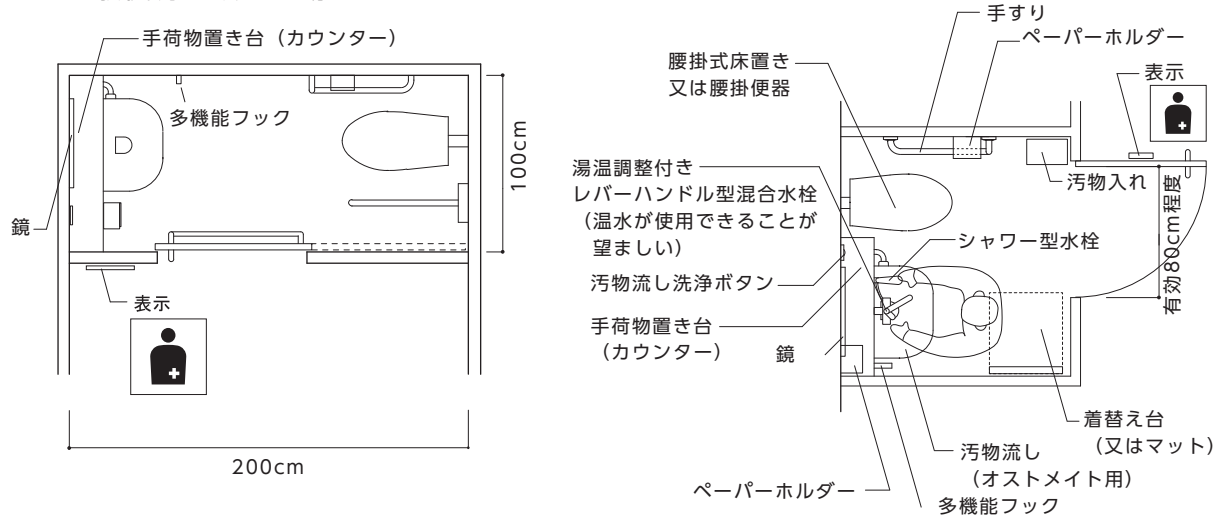
【図8.6】 車椅子使用者が利用しやすい洗面台



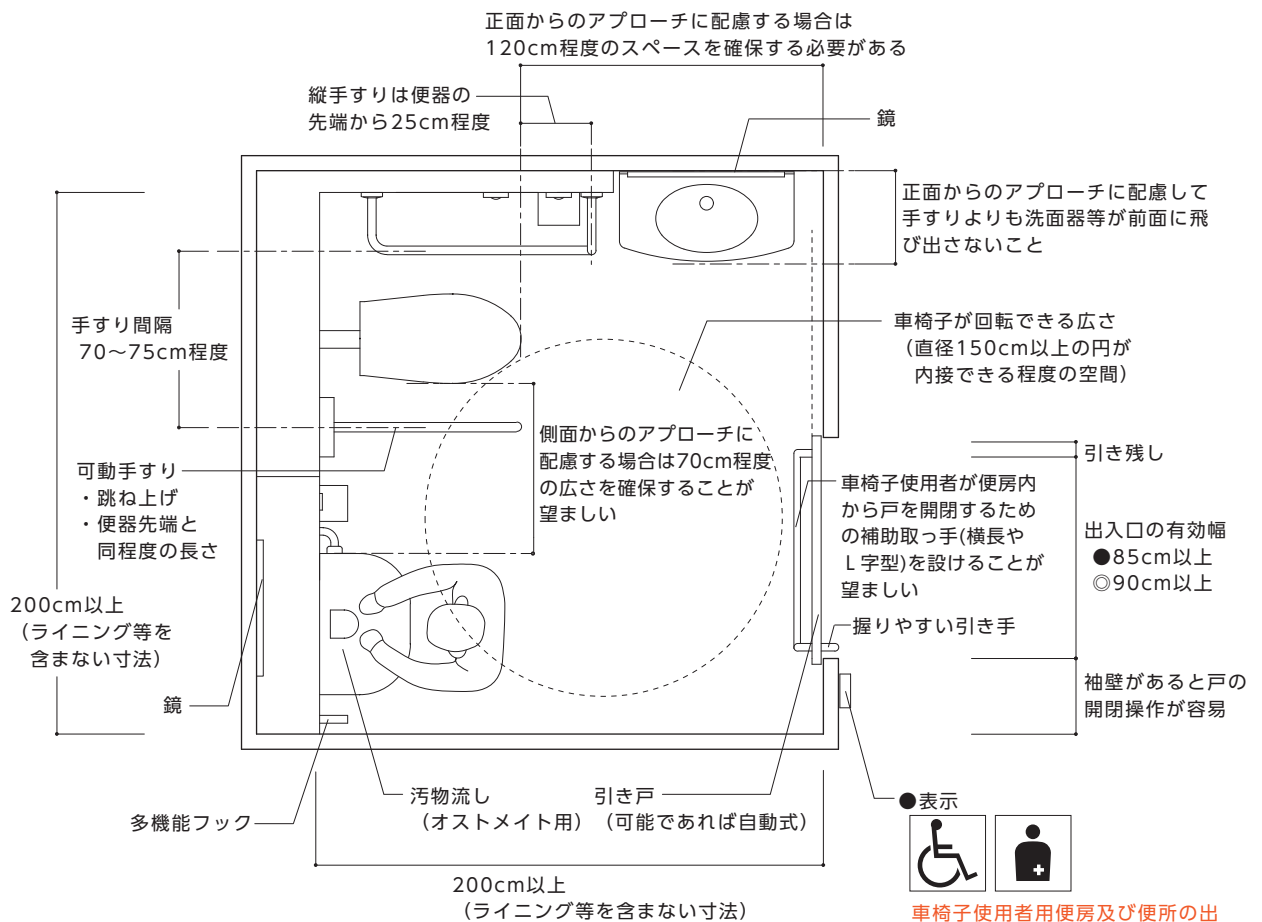
《 参 考 図 》

【図8.7】 オストメイト用汚物流しを設けた例

■一般便房に設けた場合



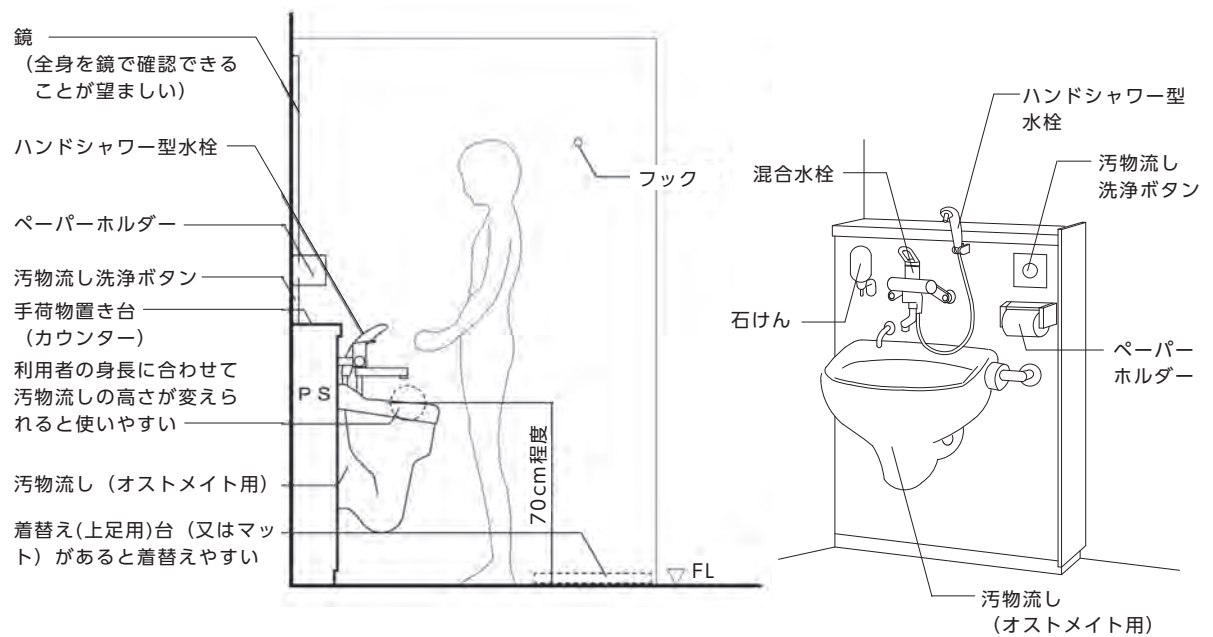
■車椅子使用者用便房に設けた場合



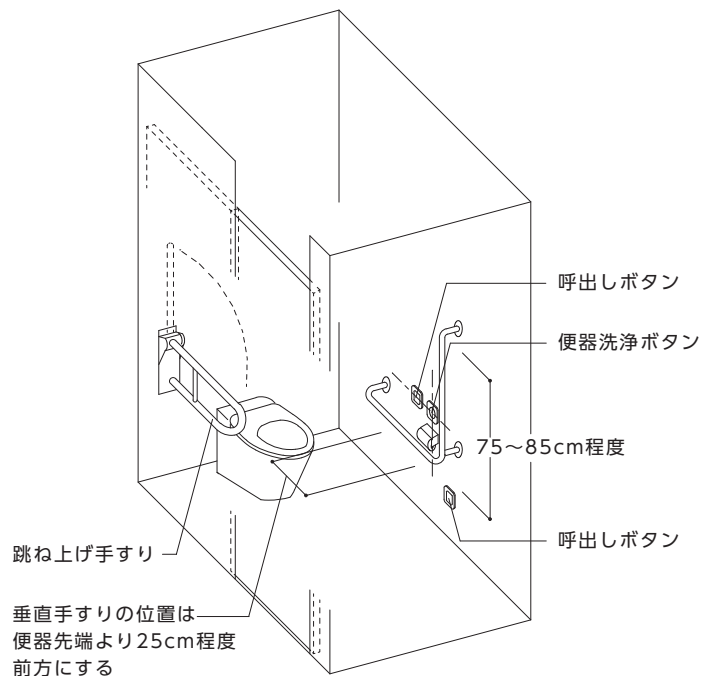
車椅子使用者用便房及び便所の出
入口には、当該車椅子使用者用便
房の設備及び機能を表示する
オストメイト用汚物流しを設けた
場合は、その旨も表示する

《 参 考 図 》

【図8.8】 オストメイト用汚物流しの例



【図8.9】 大便器の手すりの例

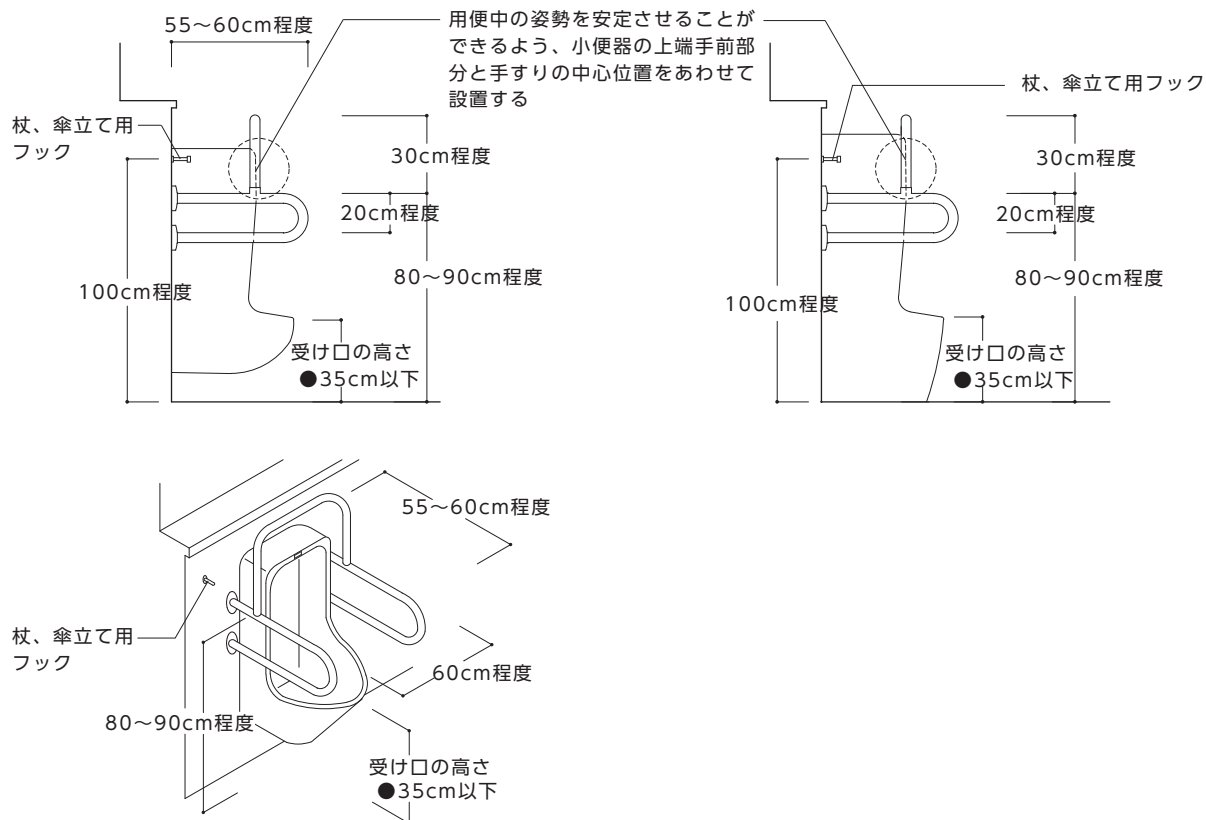


《 参 考 図 》

【図8.10】 小便器の手すりの例

■壁掛式低受け口

■床置き式ストール



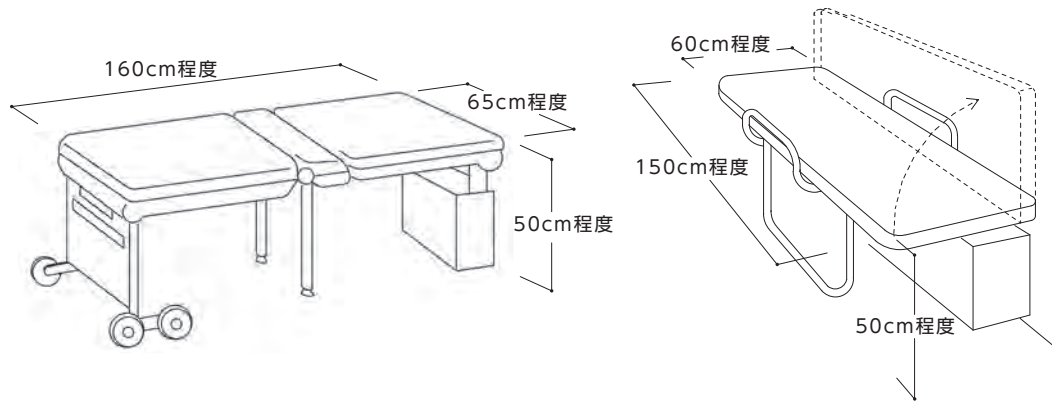
【図8.11】 視覚障がい者に配慮した便所の案内板の例



・触知案内図はJIS T 0922 に準じる。

《 参 考 図 》

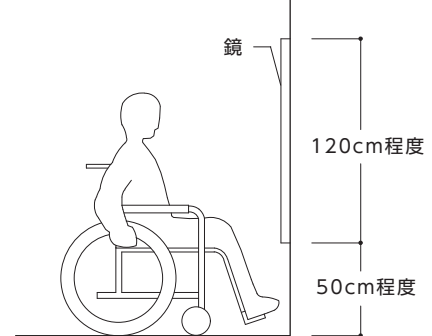
【図8.12】 折り畳み式大型ベッドの例（幼児～大人まで：折り畳み収納型）



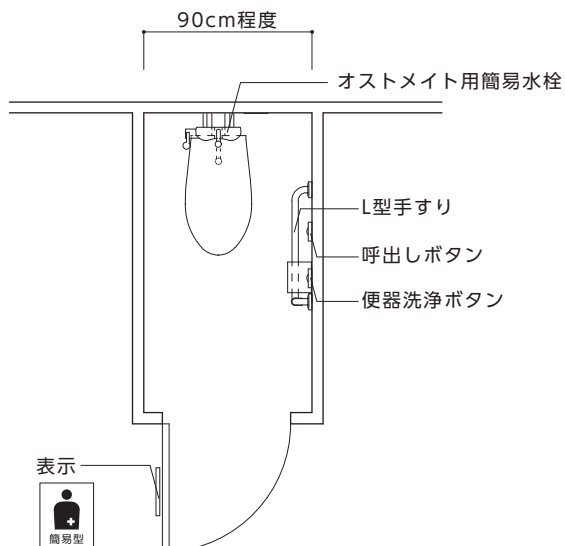
【写真8.1】 背もたれ



【図8.13】 便房内の身づくろい用鏡の高さの例



【図8.14】 オストメイト用簡易水栓を設けた例

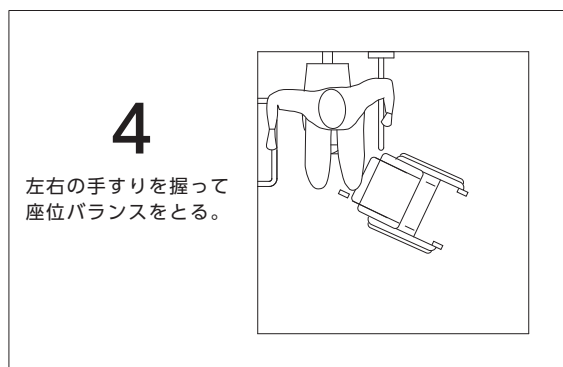
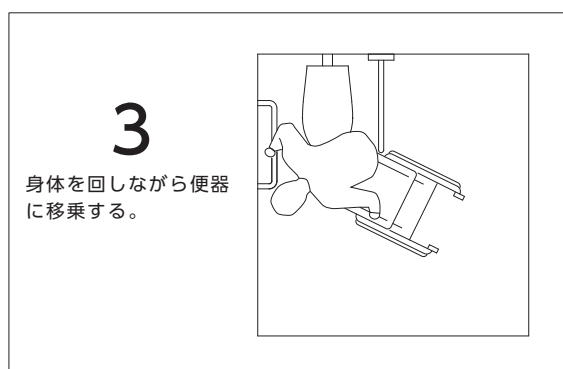
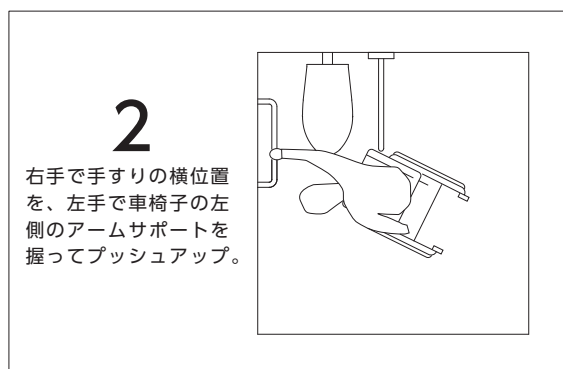


《 参 考 図 》

【図8.15】 車椅子による便器へのアプローチの例

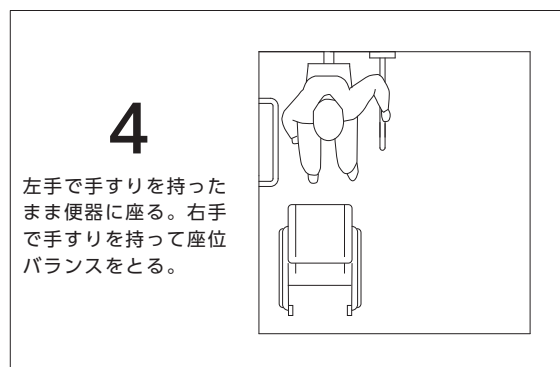
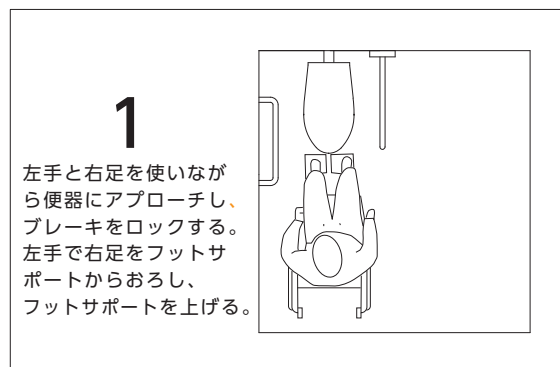
■便器へ斜めからアプローチする例

(腕の力だけで身体を支えることができる人の場合の一例)



■便器へ正面からアプローチする例

(多少、足に体重をかけることができる人の場合の一例)





Ⅱ 共同住宅等



8 便所（トイレ）

●基本的考え方●

全ての人が快適に便所を利用するためには、広いスペースの便房、手すり、オストメイト用設備等を設けるなど、使いやすい環境を整備する。

便所には、全ての人が円滑に利用することができる便房（**車椅子利用者用便房**）、オストメイト用汚物流しを設けた便房、ベビーチェアを設けた便房、ベビーベッドを、それぞれ1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設置する。

上記の個別の機能を必要とする人が同時に便所を利用できるように、**車椅子利用者用便房**に個別機能の設備を併せて設置した多機能便房だけでなく、以下のとおり、個別機能を分散して配置するよう配慮する。（便所における機能分散の考え方 図【8.1】参照）

整備基準	
遵守基準	
(1) 多数の者が利用する便所を設ける場合には、床面を粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。	(1) 同左
(2) (1)の便所のうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）は、次に掲げるものとする。	(2) 同左
ア 便所内に、次に掲げる構造の 車椅子利用者用便房 を1以上設けること。	ア 同左
(ア) 腰掛便器が適切に配置されていること。	(ア) 同左
(イ) 便器の両側に手すりを設け、そのうち片方の手すりは可動式とすること。	(イ) 同左
(ウ) 車椅子使用者が円滑に利用できるよう十分な空間が確保されていること。	(ウ) 同左
(エ) 一般用の便所に近接し、分かりやすく利用しやすい位置に設けること。	(エ) 同左
(オ) 車椅子利用者用便房及び便所の出入口 には、 当該車椅子利用者用便房の設備及び機能 を表示すること。	(オ) 同左
(カ) 全ての人が使いやすい設備を適切に設置すること。	(カ) 同左
イ 便所内に、高齢者、障がい者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具（オストメイト対応汚物流し等をいう。以下同じ。）を設けた便房を1以上設け、当該便房及び便所の出入口には、その旨の表示を行うこと。	イ 同左
—	(3) 多数の者が利用する一般便所を設ける場合には、そのうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）は、次に掲げる構造とすること。
—	ア 床面には、段差を設けないこと。
—	イ 大便器は、1以上を腰掛式とすること。
—	ウ 腰掛式とした大便器の1以上に、手すりを設けること。
(3) 多数の者が利用する男子用小便器のある便所を設ける場合には、そのうち1以上に、床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが35cm以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を1以上設けなければならない。	(4) 多数の者が利用する男子用小便器のある便所を設ける場合には、そのうち1以上に、床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが35cm以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を1以上設け、当該小便器に手すりを設けなければならない。

■整備基準の解説

◆便所全般

- 車椅子使用者用便房、オストメイト用設備は、その設備を必要とする人が、それぞれ同時に便所を利用できるよう、便所内に分散して配置するよう配慮する。
- 案内設備及び便房の付近に設置する標識には、設備や機能を図記号（ピクトグラム）等で分かりやすく表示する。

→【図 8.1】参照

→【12 標識】参照

床面

- 水洗いができ、かつぬれた状態でも滑りにくい仕上げ、材料を選択する。

◆車椅子使用者用便房

出入口

- 車椅子使用者用便房の出入口は、移動等円滑化経路等となる。
- 出入口の有効幅は、85cm 以上とする。また、車椅子使用者用便房が一般便所内に設けられている場合は、その一般便所の出入口の有効幅も、85cm 以上とする。

→【図 8.2】

【図 8.3】参照

戸

- 戸は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、戸の前後には水平スペースを設ける。
- 開閉動作の難易度からみると、引き戸が開き戸より簡単である。
一般に推奨されている順位としては、①自動式引き戸、②手動式引き戸の順である。
- 引き戸は軽い力で開閉できるものとする。
- 自動式引き戸の開閉ボタンの位置は車椅子使用者が接近しやすいように、便房内設備等のレイアウトに配慮する。
- 車椅子使用者の開閉時の動作を考慮して、袖壁と開閉スペースを確保する。
- 内開き戸は、車椅子使用者が入室した後のドア閉めが困難であり、かつ、便房内で転倒した場合、体や車椅子がじゃまになって戸が開かず、救出しにくいので避ける。

→【図 8.4】参照

手すり

- 手すりは全体重をかけて使用されることが多いので、取付けを堅固にする。
- 手すりは便器の両側の利用しやすい位置に、垂直、水平に設ける。また、車椅子を便器と平行に寄り付けて利用する場合等に配慮し、壁付手すりと反対側の手すりは可動式とする。
- 横手すりは便座から 20～25cm 程度上方の高さ、縦手すりは便器先端から 25cm 程度前方の位置に、便座の中心から両側の手すりが同距離となるように設置する。

→【図 8.2】

【図 8.5】参照

便房の大きさ

- 車椅子使用者が円滑に利用できる便房の大きさは原則として概ね内法で 200cm×200cm 以上とし、直径 150cm 以上の円が内接できる程度の空間を確保する。また、車椅子から便座への移乗は車椅子の側面（障がいにもよるが一般的にこの方法が最も容易）又は前方からなされるため、便器の前方及び側面に車椅子を寄り付け、便器へ移乗するために必要なスペースを適切に設けるとともに、便器の両側到手すりをつける必要がある。また、衛生機器等は直径 150cm の円が内接できる程度の空間を避け、車椅子使用者が利用しやすい位置に配置する。（内接する円は、車椅子のフットサポート高での動きを配慮しているため、洗面器、手すり等の下部を通過できれば、それらと円が交差していてもよい。）

→【図 8.2】参照

●ただし、既存建築物の改修等で構造上やむを得ない場合には、次善の策として、内法で130cm×200cm（直進又は側方進入）以上、又は、150cm×180cm（側方進入）以上の簡易型車椅子使用者用便房を確保する。（ただし、オストメイト用汚物流し、ベビーチェア、手洗器その他の設備を併せて設置すると、さらに大きなスペースが必要となる場合がある。）	→【図 8.3】参照
位置 ●異性による介助に配慮し、男女共用の車椅子使用者用便房を設ける。 ●車椅子使用者用便房は、利用者が位置を把握しやすいよう、一般用の便所と一体的若しくはその出入口の近くに設ける。 ●車椅子使用者用便房は全ての人が利用しやすく分かりやすい位置に設ける。	
表示 ●車椅子使用者用便房の付近には、当該便房があることを表示する標識を設ける。 ●トイレの表示は、誰でも使用できるような「多機能」「多目的」等の名称ではなく、当該トイレの設備や機能をピクトグラム等のみで表示する。なお、トイレの場所等を表示する際に、名称がないと支障が生じる場合には、トイレの名称に加えてピクトグラム等を併せて表示する。 ●建築物に案内所が設けられていないときは、高齢者、障がい者等を誘導するために、建築物内の案内板に車椅子使用者用便房の位置を表示する。	→【12 標識】参照 →【13 案内設備】参照
その他の注意事項 ●車椅子使用者の手の届く高さに手荷物棚又はフックを設置する。ただし、人がぶつからないように配慮すること。また、仮に当たってもけがをしにくい丸みを帯びているものとする。 ●便器横の手すりより洗面器等の設備機器が前に出ていると、便器正面への車椅子の寄り付けが困難となるため、注意する。洗面器等の設備機器は、便器の前方及び側面に車椅子を寄り付け、便器に移乗するために必要なスペースを確保して設置する。また、便房内に十分なスペースが確保されない場合には、小さめの洗面器又は手洗器を設置する。洗面器の手すりは、スペースに余裕がある場合のみに設置し、車椅子使用者の洗面器の利用にも配慮する。 ●洗面器下部に車椅子使用者の膝が入るスペースを確保する。 ●吐水口の位置は、車椅子使用者が利用しやすい位置に設ける。 ●照明スイッチ、扉の開閉ボタン、扉の取っ手は、車椅子使用者の利用を考慮し、操作しやすい位置に設ける。 ●洗面器のほかに手洗器を設ける場合は、便器に腰掛けたままで利用できる位置に設け、水栓器具はレバー式など操作が容易なものとする。 ●洗浄装置、ペーパーホルダー、非常用の呼出しボタンの配置は JIS S 0026 に準ずる。また、非常用の呼出しボタンを設ける場合は、床に転倒した際にも手が届く位置にも設けるか、ひもでも操作できるものとする。 ●洗浄装置の基本はボタン式とする。また、自動洗浄式や感知式を設ける場合は、ボタン式を併設する。 ●使用中の表示は施錠と連動させ、目につきやすい位置に設ける。	→【図 8.6】参照 →【図 8.5】参照

◆水洗器具

水洗器具	
●水洗器具とは、オストメイト（人工肛門、人工膀胱保持者）の利用に配慮して、パウチ（排泄物をためておく袋）や汚れた物、しびん等を洗浄するための汚物流し（洗浄装置・水栓を含む）をいう。 ●便器に水栓をつけたもの（簡易型水洗器具）は利用しやすいものとはいえないため、専用の汚物流し台の設置スペースが取れないような既存便所の改修等の際など構造上やむを得ない場合に限って設置する。 ●オストメイト用汚物流しを設けた便房のある便所の出入口及び当該便房の戸には、オストメイトが利用できる設備を備えていることが分かる標識を設ける。 ●ペーパーホルダーを設置する。	→【図 8.7】 【図 8.8】参照 →【12 標識】参照

◆一般便所

大便器	
（床面） ○便所は床面を水洗いするために、入口に段差が生じることが多いが、高齢者、障がい者等の通行に際して支障とならないよう、すりつけ又は傾斜路を設ける。 （構造） ○高齢者などの下肢機能の低下している者にとって、和式便器の利用は困難を伴うため、腰掛式のものを設ける。 （手すり） ○便房内の手すりは高齢者などの下肢機能が低下している者の立ち上がりを補助したり、用便中の姿勢を安定させるのに有効である。手すりのつかみやすい位置は個人差があるので、できるだけ長いものや L 型手すりをつけると多くの利用者の要求を満たすことができる。	
小便器	
（構造） ●男子用小便器のうち 1 以上は、小児等の利用に配慮し、床置き又は壁掛式とし、受け口の高さが 35cm 以下のものとする。なお、床等の清掃性を配慮する。 （手すり） ○小便器の手すりは胸を支点にして寄りかかりながら用を足すためのものである。この場合は腰を後ろに引くような姿勢となるので、小便器の上端手前部分と手すりの中心位置を合わせて取り付けることとし、高さは 120cm 程度とする。横の手すりはつかまりながら用を足すためのものであり、間隔 60cm 程度、高さは 80～90cm 程度とする。	→【図 8.9】参照 →【図 8.10】参照 →【図 8.10】参照
その他の注意事項	
○男女別の標示、便所の位置等を分かりやすく表示する。また、男女別の標示は JIS Z 8210 を適用する。	→【12 標識】参照

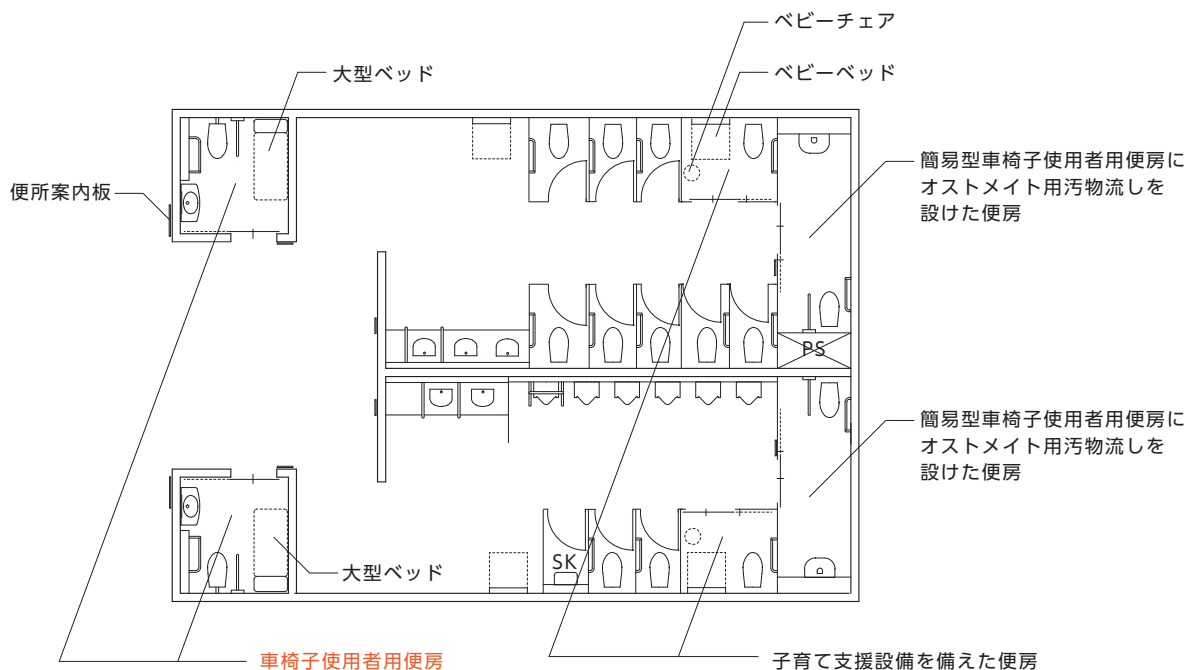
■望ましい整備

「I 建築物（共同住宅等以外）」の望ましい整備に準ずる。	→ I 建築物 P50 参照
------------------------------	----------------

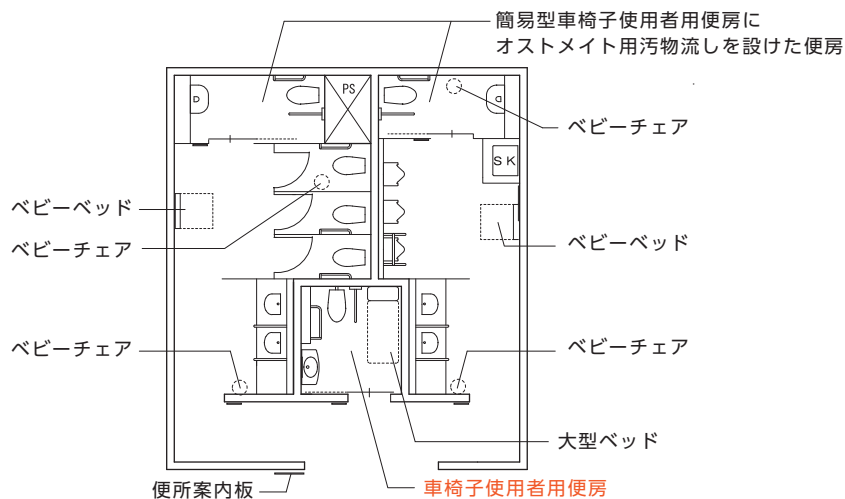
《 参 考 図 》

【図8.1】機能分散に配慮した便所の配置例

■左右対称の車椅子使用者用便房及びオストメイト対応便房を設けた例



■車椅子使用者用便房を1つ設けた例



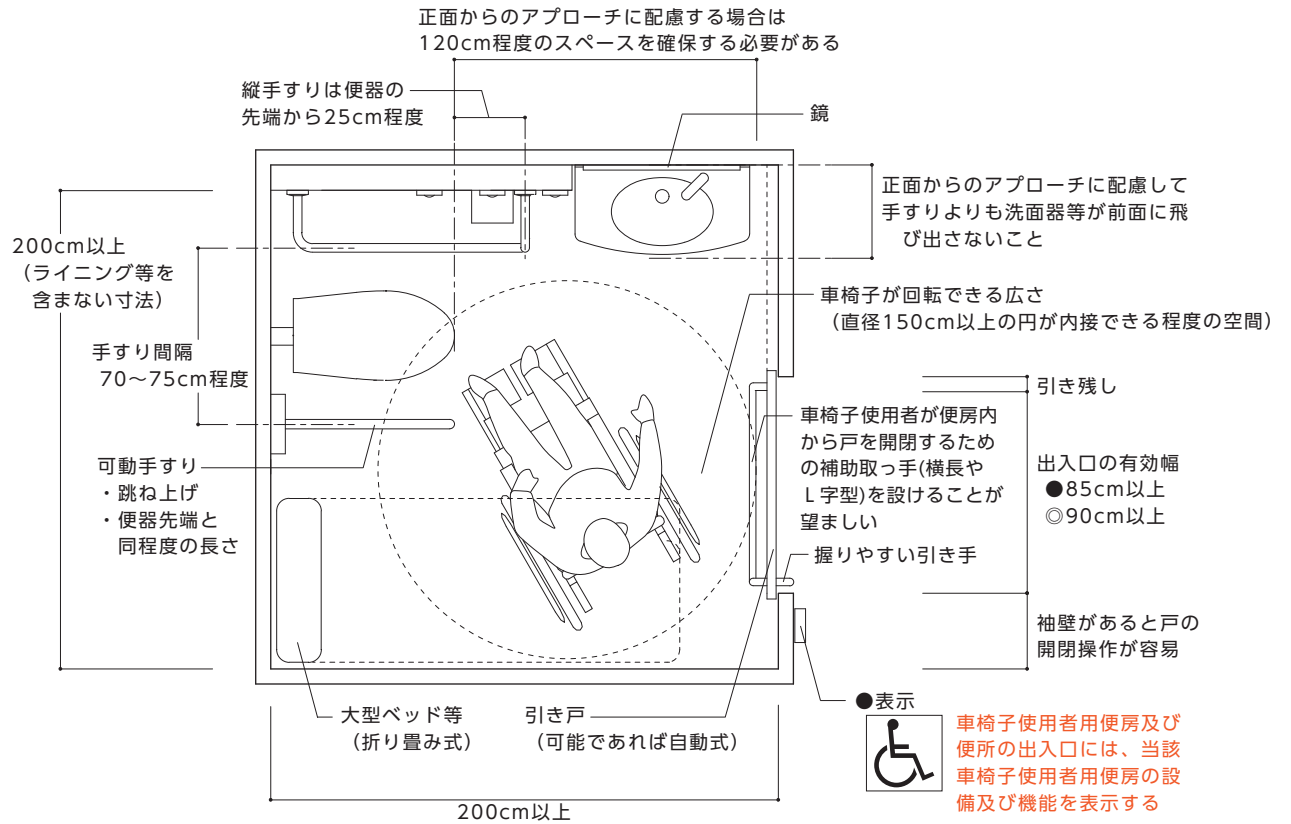
■便房設備の表示例

- ・トイレのピクトグラムは、施設間で異なることにより、利用者が混乱しないように、JIS規格で定められたものとする。
- ・設備や機能の名称を併記する場合でも、できる限りJIS規格等で統一を図ることが重要である。



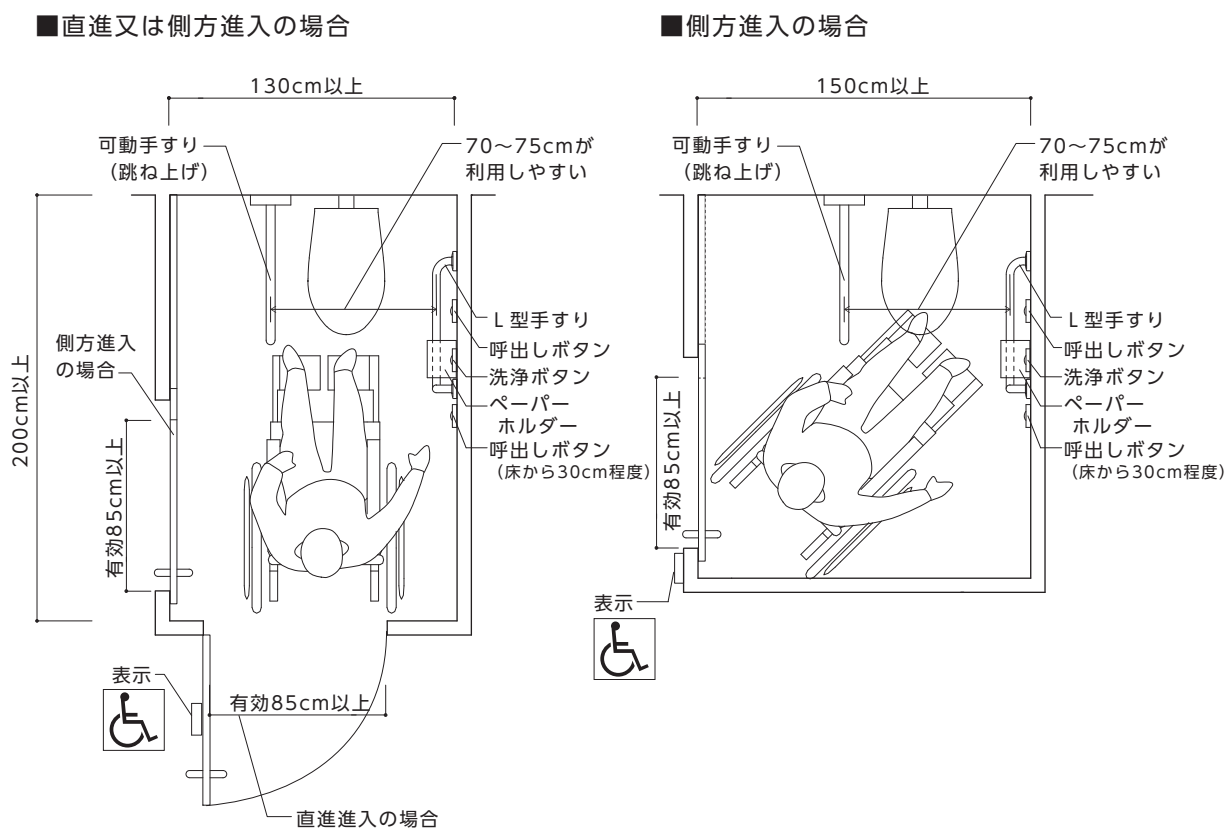
《 参 考 図 》

【図8.2】 車椅子使用者用便房の例（内法200cm×200cm以上の場合）

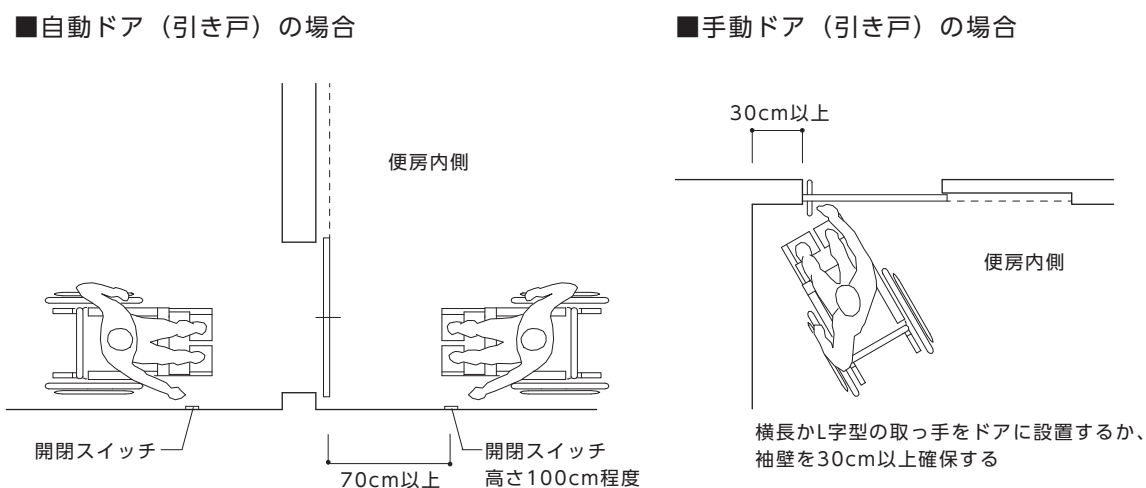


《 参 考 図 》

【図8.3】簡易型車椅子使用者用便房の例

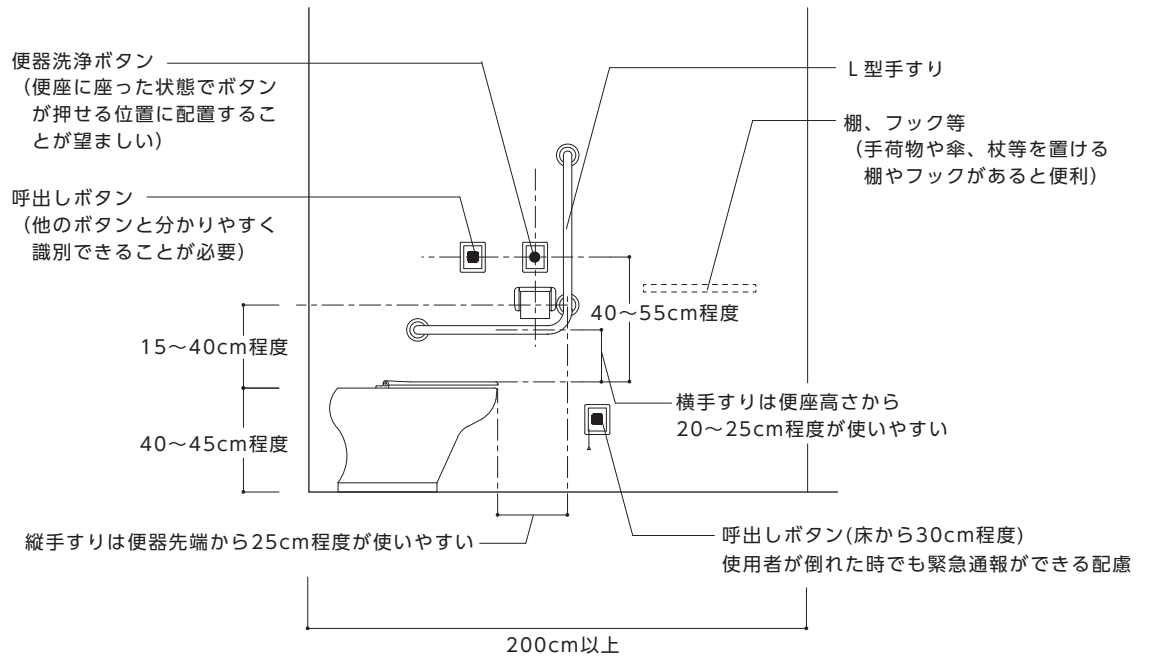


【図8.4】開閉ボタンや扉の取っ手の設置位置



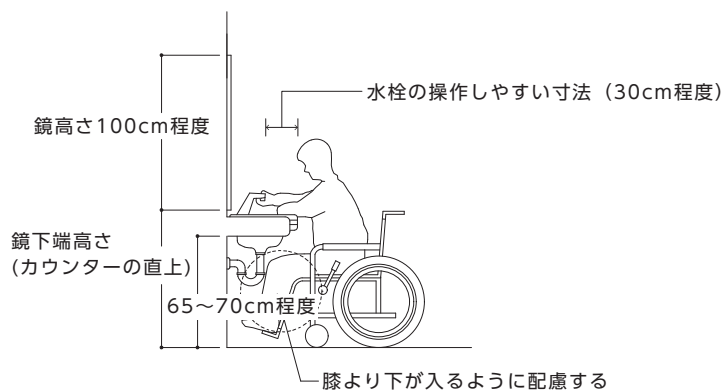
《 参 考 図 》

【図8.5】 ボタンの配置例



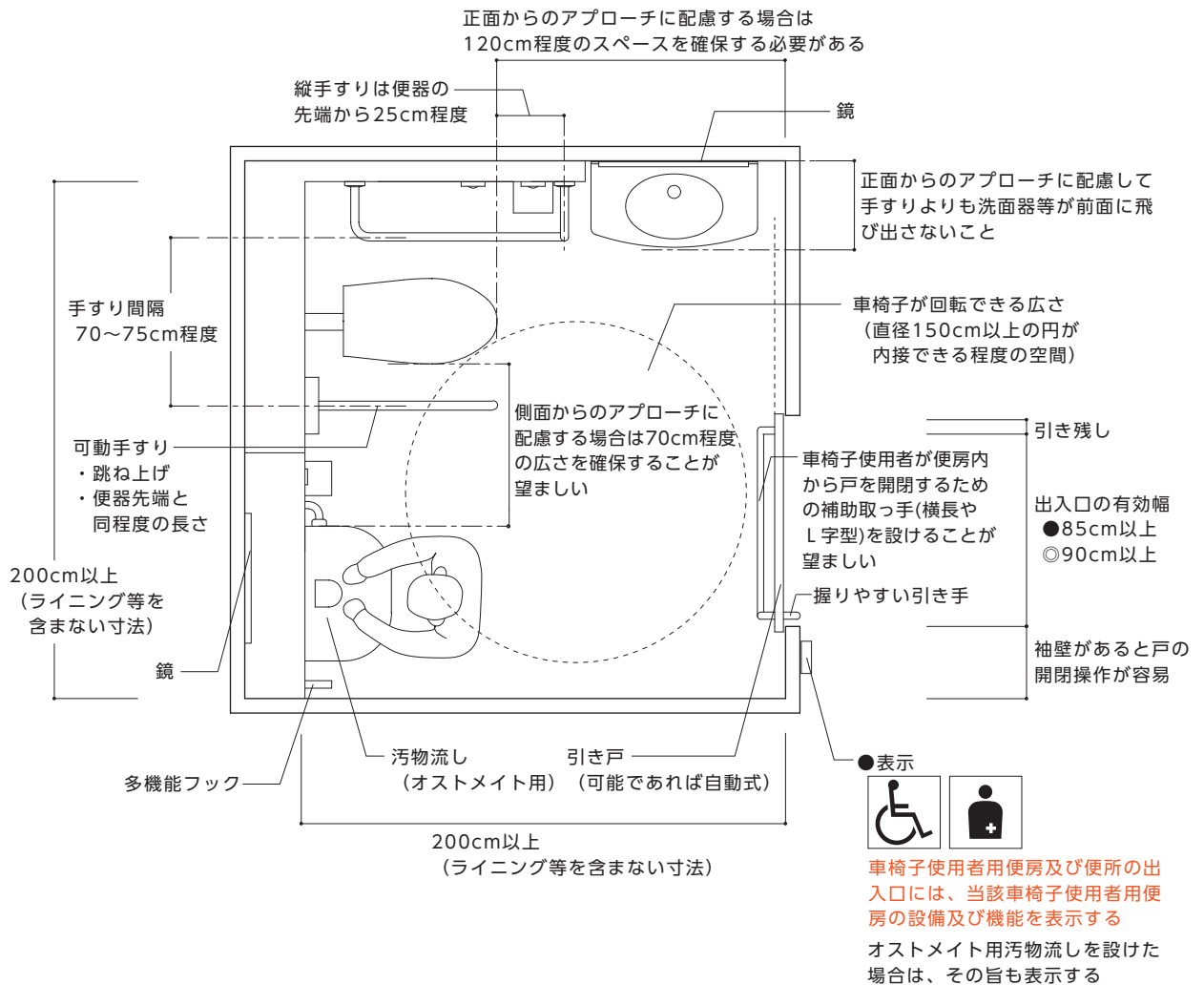
※ペーパーホルダー、便器洗浄ボタン、呼出しボタンはJIS S 0026参照

【図8.6】 車椅子使用者が利用しやすい洗面台

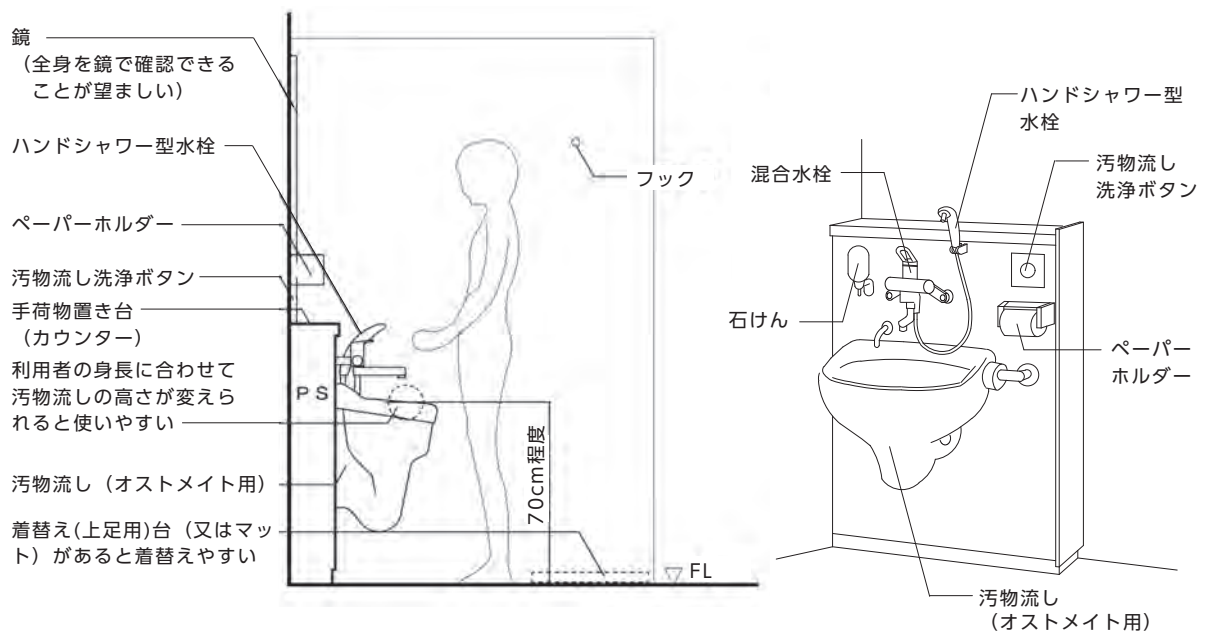


《 参 考 図 》

【図8.7】 車椅子使用者用便房にオストメイト用汚物流しを設けた例

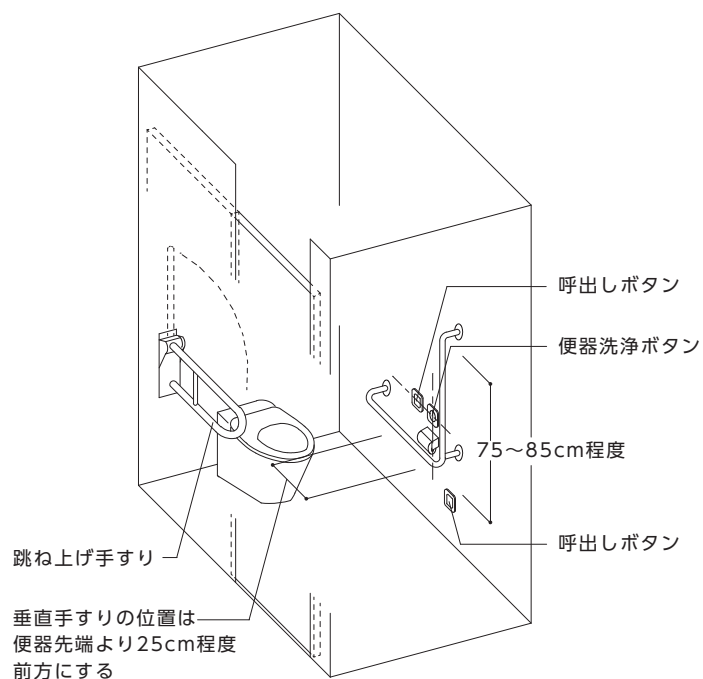


【図8.8】 オストメイト用汚物流しの例



《 参 考 图 》

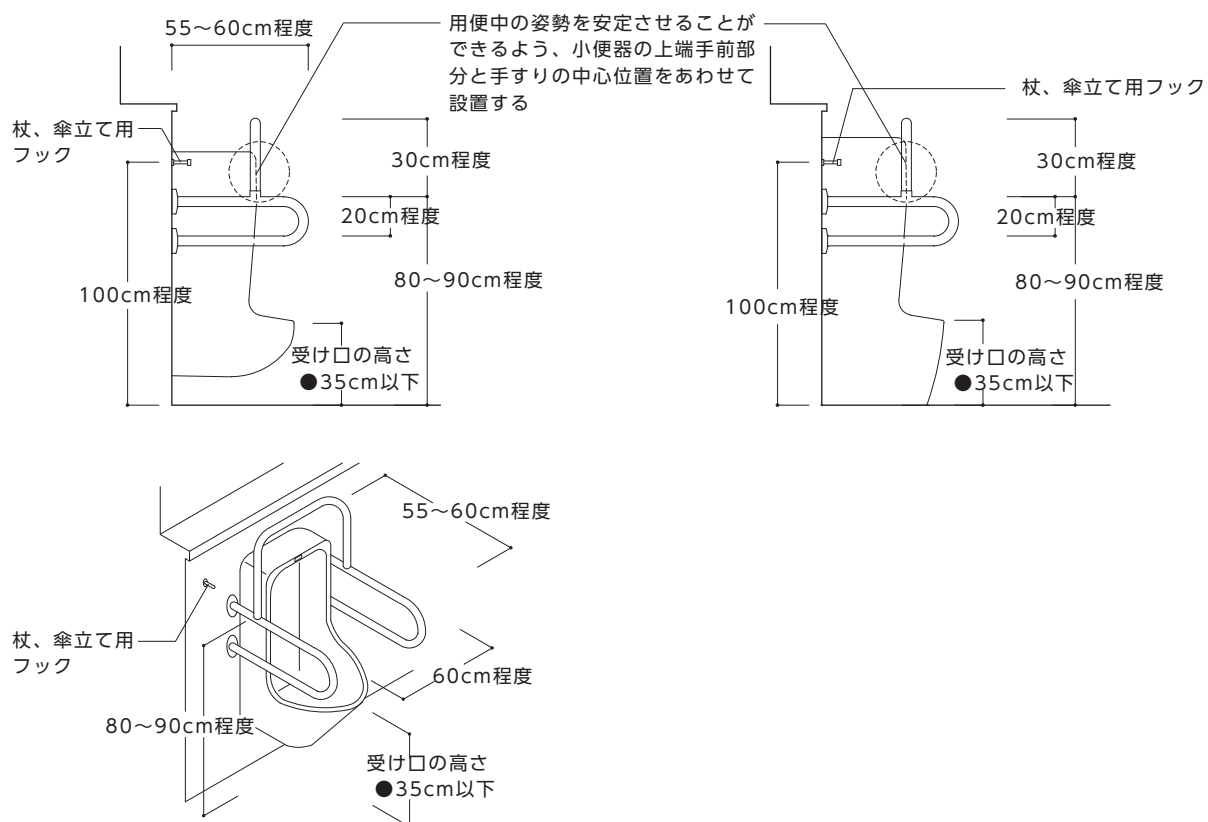
【図8.9】 大便器の手すりの例



【図8.10】 小便器の手すりの例

■壁掛式低受け口

■床置き式ストール





Ⅲ 小規模建築物 (共同住宅等以外)



6 便所（トイレ）

整備基準（遵守基準）

不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する便所を設ける場合には、そのうち1以上に、次に掲げる構造の**車椅子使用者用便房**を設けること。

- (1) 車椅子使用者が利用することができるような空間であること。
- (2) 腰掛便器、手すり等が適切に配置されていること。

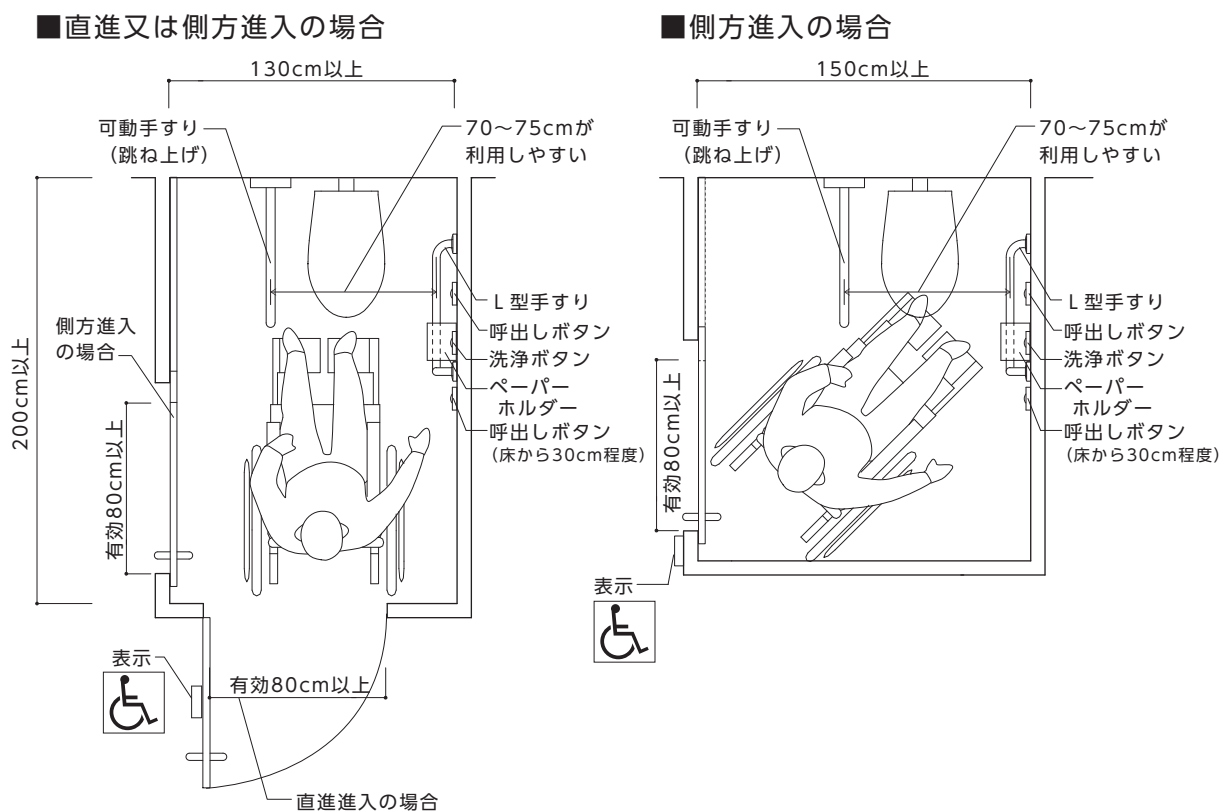
■整備基準（遵守基準）の解説

出入口	
●車椅子使用者用便房の出入口は、移動等円滑化経路等となる。 ●便所及び便房の出入口の有効幅は、80cm 以上とする。 ●車椅子使用者が利用できる便房が一般便所内に設けられている場合は、その一般便所の出入口の有効幅も、80cm 以上とする。 ●開閉動作の難易度からみると、引き戸が開き戸より簡単である。 一般に推奨されている順位としては、①自動式引き戸、②手動式引き戸の順である。 ●自動式引き戸の開閉ボタンの位置は車椅子使用者が接近しやすいように、便房内設備等のレイアウトに配慮する。 ●内開き戸は、車椅子使用者が入室した後のドア閉めが困難であり、かつ、便房内で転倒した場合、体や車椅子がじゃまになって戸が開かず、救出しにくいので避ける。	→【2 出入口】参照 →【図 6.3】参照
設備	
●手すりは全体重をかけて使用されることが多いので、取付けを堅固にする。また、可動式の手すりにおいても、全体重をかけて使用するため、利用者の安全性を考慮し、ぐらつかない構造のものを採用する。 ●手すりは便器の両側の利用しやすい位置に、垂直、水平に設ける。また、車椅子を便器と平行に寄り付けて利用する場合等に配慮し、壁付の手すりとは反対側の手すりは可動式とする。 ●横手すりは便座から 20～25cm 程度上方の高さ、縦手すりは便器先端から 25cm 程度前方の位置に、便座の中心から両側の手すりが同距離になるように設置する。 ●便器横の手すりより洗面器等の設備機器が前に出ていると、便器正面への車椅子の寄り付けが困難となるため、注意する。洗面器等の設備機器は、便器の前方及び側面に車椅子を寄り付け、便器に移乗するために必要なスペースを確保して設置する。また、便房内に十分なスペースが確保されない場合には、小さめの洗面器又は手洗器を設置する。洗面器の手すりは、スペースに余裕がある場合のみに設置し、車椅子使用者の洗面器の利用にも配慮する。 ●洗面器下部に車椅子使用者の膝が入るスペースを確保する。 ●吐水口の位置は、車椅子使用者が利用しやすい位置に設ける。 ●洗浄装置、ペーパーホルダー、非常用の呼出しボタンの配置は JIS S 0026 に準ずる。また、非常用の呼出しボタンを設ける場合は、床に転倒した際にも手が届く位置にも設けるか、ひもでも操作できるものとする。 ●洗浄装置の基本はボタン式とする。また、自動洗浄式や感知式を設ける場合は、ボタン式を併設する。	→【図 6.1】 【図 6.2】参照 →【図 6.4】参照 →【図 6.4】参照 資料編 P2-14 参照

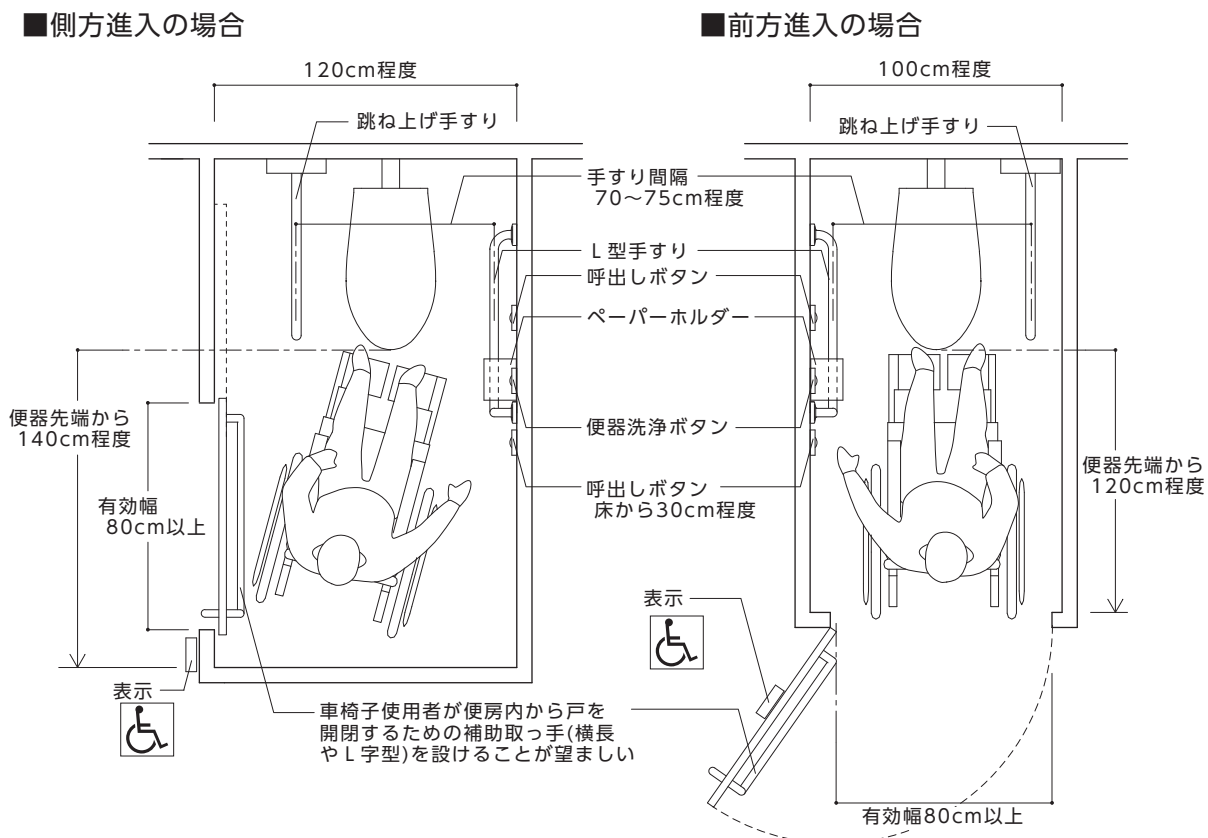
便房の大きさ ●可能な限り車椅子使用者が円滑に利用できる便房として、内法 200cm×200cm 以上のものを設置する。ただし、施設の構造上これらの便房の設置が困難な場合は、内法 130cm×200cm 以上（直進又は側方進入）、又は、内法 150cm×180cm 以上（側方進入）の簡易型車椅子使用者用便房を設置する。 ●既存建築物の改修等の構造上やむを得ない場合は、内法 120cm×220cm 以上（側方進入）、又は、内法 100cm×180cm 以上（直進進入）のものを設置する。 ●車椅子から便座への移乗は便器の側面（障がいにもよるが一般的にこの方法が最も容易）または前方からなされるため、便器の前方及び側面に車椅子を寄り付け、便器へ移乗するために必要なスペースを適切に設けるとともに、便器の両側に手すりをつける必要がある。また、衛生機器等は車椅子使用者が利用しやすい位置に配置する。 ●出入口幅や便房への進入方向によって、車椅子使用者が利用できない場合があるので便器前の空間の広さや便房内部の設備等のレイアウトなどに十分な配慮が必要である。	→【図 6.1】参照 →【図 6.2】参照
その他の注意事項 ●オストメイト用汚物流しを設けた便房や、便器に簡易型水洗器具を設けた便房を設置するよう配慮する。 ●車椅子使用者の手の届く高さに手荷物棚又はフックを設置する。ただし、人がぶつからないように配慮すること。また、仮に当たってもけがをしにくい丸みを帯びているものとする。 ●照明スイッチ、扉の開閉ボタン、扉の取っ手は、車椅子使用者の利用を考慮し、操作しやすい位置に設ける。 ●洗面器のほかに手洗器を設ける場合は、便器に腰掛けたままで利用できる位置に設け、水栓器具はレバー式など操作が容易なものとする。 ●使用中の表示は施錠と連動させ、目につきやすい位置に設ける。 ●床面は、水洗いができ、かつぬれた状態でも滑りにくい仕上げ、材料を選択する。 ○整備基準は、「Ⅰ建築物（共同住宅等以外）」の整備基準が適用される。	→【図 6.5】 【写真 6.1】参照 →Ⅰ建築物 P45 参照

《 参 考 図 》

【図6.1】簡易型車椅子使用者用便房の例



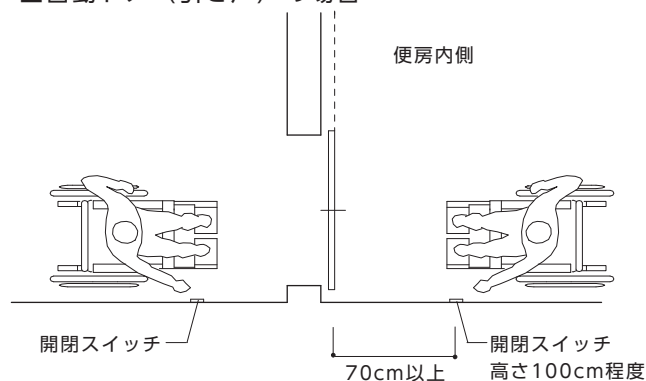
【図6.2】既存建築物の改修等の構造上やむを得ない場合等の車椅子使用者用便房の例



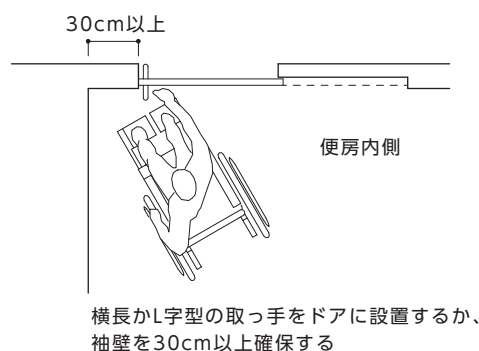
《 参 考 图 》

【図6.3】 開閉ボタンや扉の取っ手の設置位置

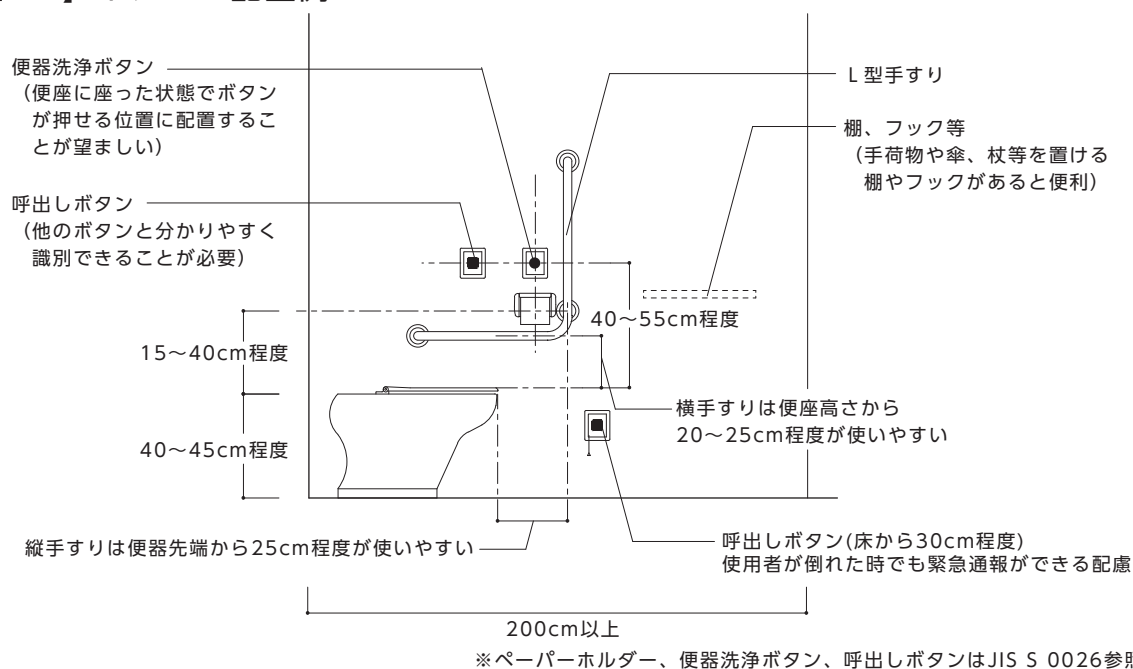
■自動ドア（引き戸）の場合



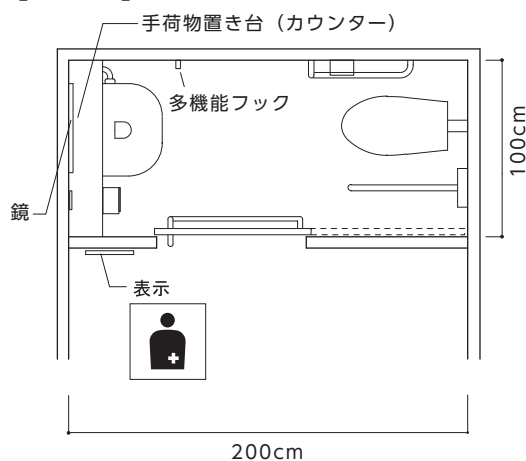
■手動ドア（引き戸）の場合



【図6.4】 ボタンの配置例



【図6.5】 オストメイト対応便房



【写真6.1】 オストメイト用簡易水栓を
設けた例



I 建築物 図8.14参照

町田市福祉のまちづくり総合推進条例整備基準等マニュアル

－ 建築物・共同住宅等 －

2010年（平成22年）	10月	初版	発行
2016年（平成28年）	3月	第2版	発行
2021年（令和3年）	3月	第3版	発行
2023年（令和5年）	3月	（追補版）	発行

編集・発行	町田市地域福祉部福祉総務課 〒194－8520 町田市森野二丁目2番22号 電話 042－724－2133 FAX 050－3101－0928
刊行物番号	22－69
編集作業	株式会社アークポイント
表紙デザイン	アトリエまあん
